

労働基準監督署からのお知らせ

三原労働基準監督署

安全衛生課

令和7年 署・業種別死亡災害発生状況

確定値

広島労働局

署 別	令和6年		令和7年					増減
	年 間		全産業	製造業	建設業	運輸交通業	その他	
広島中央	5	5	5	1		2	2	
呉	2	2	1	1				-1
福 山	7 (1)	7 (1)	5	1	4			-2
三 原	1	1						-1
尾 道			1		1			1
三 次			3 (1)		2 (1)		1	3
広島北	1	1	2 (1)			1 (1)	1	1
廿日市	2 (1)	2 (1)	5		2		3	3
合 計	18 (2)	18 (2)	22 (2)	3	9 (1)	3 (1)	7	4

業 種	令和6年	令和7年	増減率 %
全 産 業	18 (2)	22 (2)	22%
製 造 業	2	3	50%
建 設 業	7	9 (1)	29%
運輸交通業	6 (2)	3 (1)	-50%
そ の 他	3	7	133%
内 訳	農 林 業	1	+∞
	商 業	2	100%
	清 掃	1	-100%
	そ の 他	4	300%

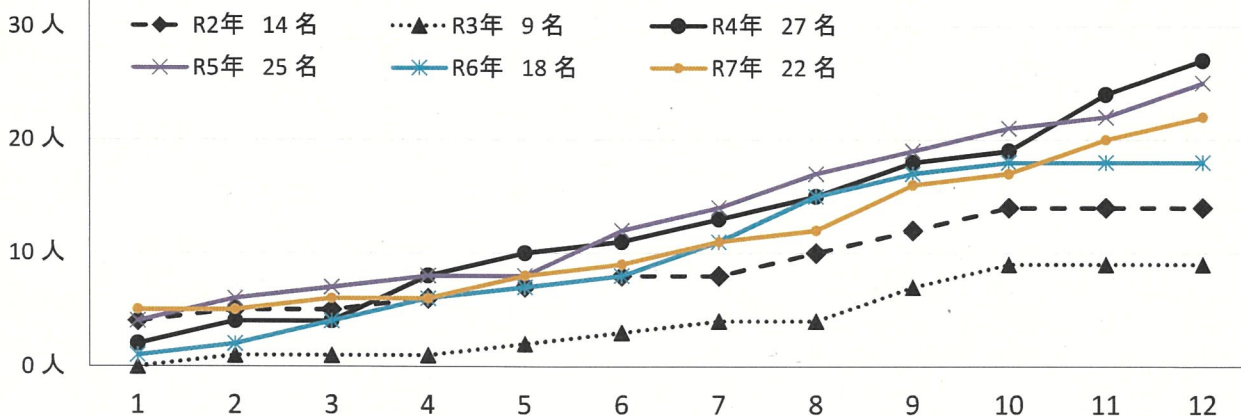
(注1) ()は交通事故で内数。

(注2)業務上外、労働者性等調査中のものを含む。

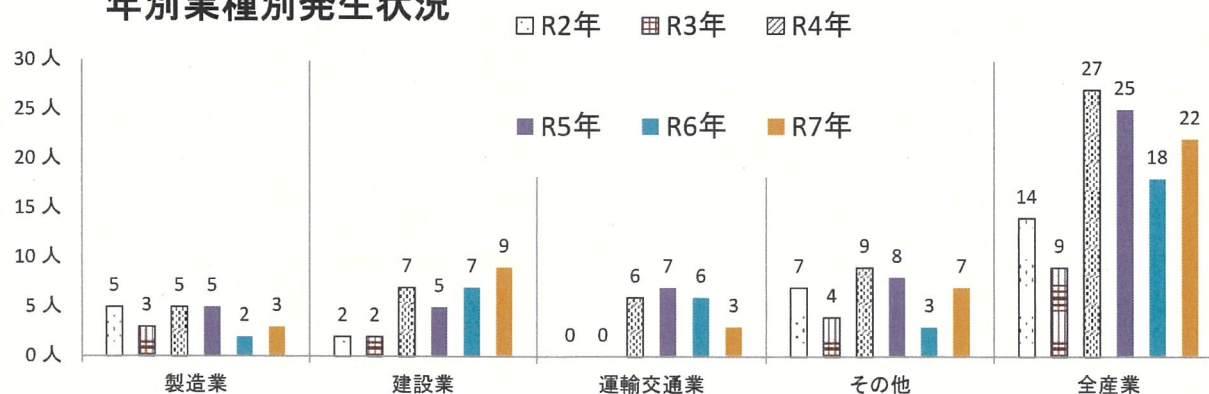
	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年
全 産 業	35	41	19	31	30	31	28	24	24	18	31	28	23	14	9	27	25	18	22
製 造 業	6	19	5	10	6	5	5	5	5	6	8	12	10	5	3	5	5	2	3
建 設 業	12	7	4	7	8	7	9	8	3	4	8	7	4	2	2	7	5	7	9
運輸交通業	8	4	2	4	10	4	4	1	4	2	4	5	6			6	7	6	3

※新型コロナウイルス感染症による死亡災害を除く

年別発生推移



年別業種別発生状況



令和7年 死亡災害発生状況

広島労働局

No.	発生月	業種	性別	年齢(十歳代)	職種	経験(年数)	事故の型	起因物	災害発生状況
1	1月	建設業	男	20代	とび工	1	墜落・転落	足場	橋の床版取替工事において、つり足場を組み立てるため、足場材を当該足場内に搬入していたところ、つり足場とともに作業者が約20m下の山中に落下した。
2	1月	建設業	男	40代	とび工	19	墜落・転落	足場	橋の床版取替工事において、つり足場を組み立てるため、足場材を当該足場内に搬入していたところ、つり足場とともに作業者が約20m下の山中に落下した。
3	5月	建設業	男	50代	管理者	31	おぼれ	水	ダムの手検作業を行っていたところ、2m下のダムの下流に滑落して溺死した。
4	8月	建設業	男	60代	作業員	25	墜落・転落	屋根、はり、もや、けた	吹き抜け部分に設置した足場外部側の鉄骨上に乗って押し出し成形板のボルト締めを行っていたところ、約2m下の建物通路に墜落した。
5	9月	建設業	男	50代	解体工	20	墜落・転落	建築物、構築物	建物の解体作業において、3階窓から7m下の地面に墜落した。
6	9月	建設業	男	50代	防水工	40	交通事故(道路)	トラック	トラックを運転していたところ、走行車線の左側ガードレールに衝突し、横転した。
7	9月	建設業	男	50代	管理者	12	高温・低温の物との接触	高温・低温環境	昼休憩後、現場の片付け作業中に被災者の姿が見えなくなったため、同僚が探したところ、軽トラックの車内で倒れている状態で発見された。
8	11月	建設業	男	70代	作業員	50	転倒	固定の障害物、溝	木の剪定作業中、掃除用具を持って作業場内を歩行していたところ、花壇の段差に躓き、転倒し、顔面、背中、後頭部を木、花壇のレンガ、路面等に打ち付けた。
9	12月	建設業	男	50代	作業員	28	はさまれ、巻き込まれ	支保工	橋梁の架け替え工事現場において、鋼製土留め鋼矢板の一部を撤去する作業を行っていたところ鋼矢板が倒れ、作業中の被災者が鋼矢板と橋台の間に挟まれた。

令和6年・令和7年 建設業における事故の型別労働災害発生状況

確定版

広島労働局

事故の型	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	切れ・こすれ	踏み抜き	高温・低温・物の接触	有害物等との接触	感電	火災	交通事故（道路）	動作の反動・無理な動作・無	その他	合計
令和6年	(2) 97	41	19	(1) 29	10	7	39	22	7	(1) 4	2	(3) 9		7	24	5	(7) 322
令和7年	(4) 112	(1) 35	9	19	9	20	(1) 28	21	1	(1) 13				(1) 19	22	(1) 6	(9) 314

令和6年・令和7年 全産業・建設業・署別労働災害発生状況

確定版

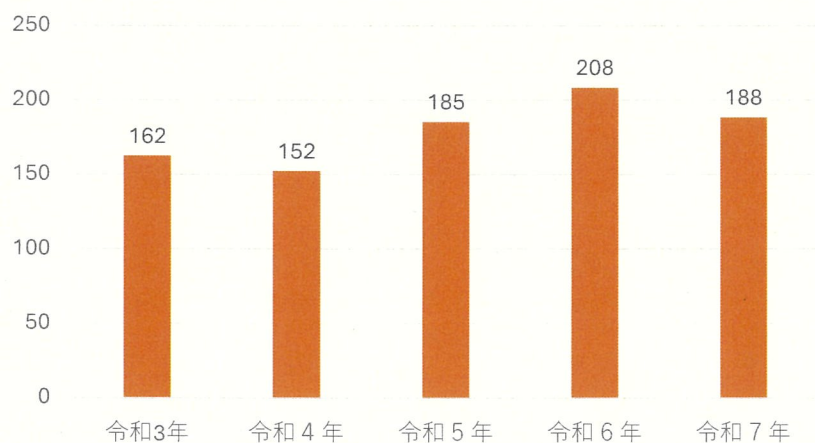
（新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除いた統計）

広島労働局

監督署別	全産業							建設業								
	令和6年			令和7年			対前年増減	令和6年			令和7年			対前年増減	対前年増減率（％）	建設業/全産業（％）
	死亡	休業	死傷計	死亡	休業	死傷計		死亡	休業	死傷計	死亡	休業	死傷計			
広島中央署	5	1042	1047	5	1041	1046	-1	3	92	95		81	81	-14	-15%	7.7%
呉署	2	243	245	1	294	295	50	2	17	19		23	23	4	21%	7.8%
福山署	7	711	718	5	719	724	6	1	81	82	4	75	79	-3	-3.7%	10.9%
三原署	1	207	208		188	188	-20	1	17	18		19	19	1	5.6%	10.1%
尾道署		197	197	1	210	211	14		18	18	1	20	21	3	16.7%	10.0%
三次署		185	185	3	183	186	1		32	32	2	26	28	-4	-12.5%	15.1%
広島北署	1	406	407	2	429	431	24		31	31		41	41	10	32.3%	9.5%
廿日市署	2	331	333	5	297	302	-31		27	27	2	20	22	-5	-18.5%	7.3%
合計	18	3,322	3340	22	3,361	3,383	43	7	315	322	9	305	314	-8	-2.5%	9.3%

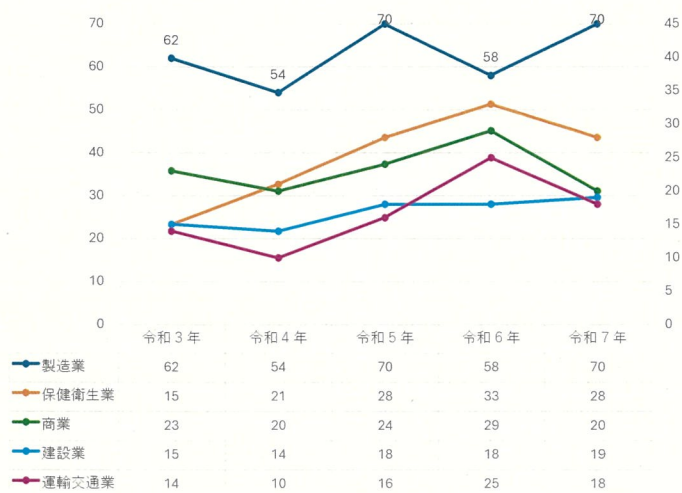
資料出所：労働者死傷病報告および死亡災害報告による

1 労働災害の推移（三原署、全業種、休業4日以上）



1

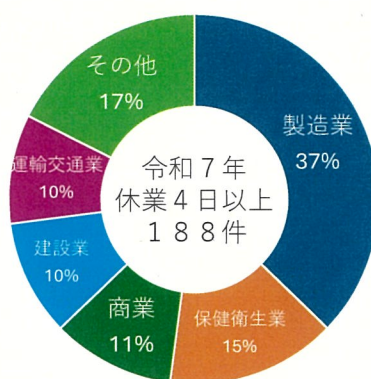
2 主要業種の労働災害の推移（三原署、休業4日以上）



2

3 業種別の労働災害の割合

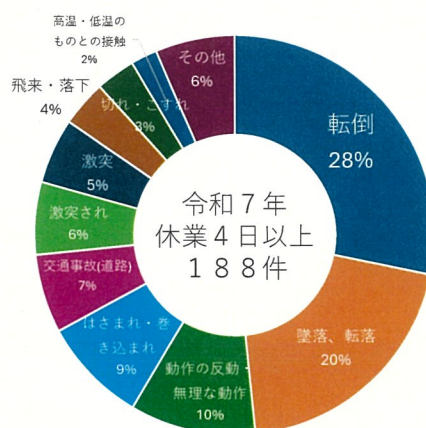
(三原署、令和7年、休業4日以上)



3

4 事故の型別の労働災害の割合

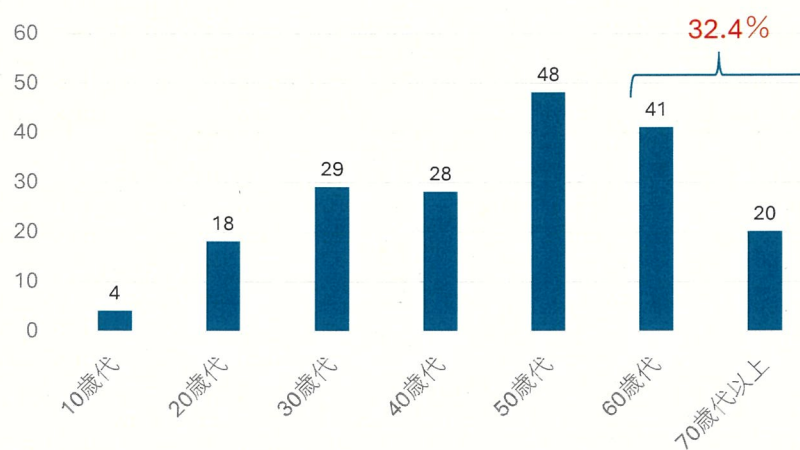
(三原署、令和7年、休業4日以上)



4

5 年齢別の労働災害の割合

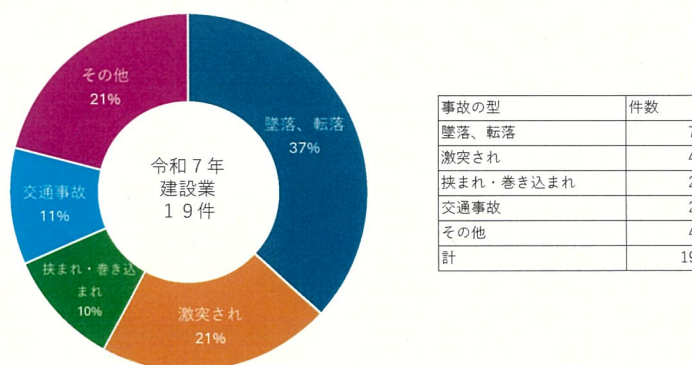
(三原署、令和7年、休業4日以上)



5

6 事故の型別の労働災害の割合 (建設業)

(三原署、令和7年、休業4日以上)



6

令和8年度における建設業の安全衛生対策の推進に係る留意事項

1 労働者の安全確保のための対策

(1) 墜落・転落災害防止対策

建設業における労働災害による死者数（死亡災害）の約3割、休業4日以上（労働災害による死傷者数（死傷災害））の約3割を占める墜落・転落災害を防止するため、次の対策を推進する。

ア 足場等からの墜落・転落防止対策

【厚生労働省が行うこと】

墜落・転落災害のうち足場等を起因物とする死亡災害は約16%、死傷災害は約12%を占めている（令和6年確定値。以下同じ。）。

これらの災害を防止するため、幅が1メートル以上の箇所における一側足場の原則使用禁止を含め、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）に基づく措置の一層の徹底を図るとともに、あらゆる機会を活用し、「手すり先行工法に関するガイドライン」及び「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」（平成24年2月9日付け基安発0209第2号、令和5年3月14日最終改正。以下「推進要綱」という。）に基づく「より安全な措置」等の普及・定着を促進する。

また、特に木造家屋等低層住宅建築工事においては、墜落・転落災害が多発していることから、建設業労働災害防止協会（以下「建災防」という。）が作成した「木造家屋等低層住宅建築工事墜落防止標準マニュアル」（令和6年3月。以下「木建マニュアル」という。）の周知とその定着に取り組む。

【事業者が行うこと】

幅が1メートル以上の箇所における一側足場の原則使用禁止を含め、安衛則に基づく各種措置を講ずるとともに、「手すり先行工法に関するガイドライン」及び「推進要綱」に基づく「より安全な措置」等を適切に講ずること。また、墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントとその結果に基づく措置に取り組むこと。

さらに、推進要綱に基づき、わく組足場における「上さん」の設置、同要綱の別紙「足場等の種類別点検チェックリスト」を活用した十分な知識・経験を有する者による足場の組立て等後の点検を行うこと。

木造家屋等低層住宅建築工事においては、木建マニュアルに基づく措置を適切に実施すること。

イ はしご・脚立からの墜落・転落防止対策

【厚生労働省が行うこと】

墜落・転落災害のうちはしご等（はしごのほか脚立、仮設構台等を含む。）を起因物とする死亡災害は約10%、死傷災害は約30%を占めている。

1

常時と異なることから、災害発生のリスクが高い状況にあることを十分に認識し、土砂崩壊防止対策、墜落・転落災害防止対策、建設機械災害防止対策、石綿粉じん等の暴露防止対策等、労働安全衛生法令や関係のガイドライン等に基づく措置を徹底すること。

また、同工事では、被災地以外の建設業者のほか、災害ボランティア等の建設業者以外の者が作業を行う場合もあることから、工事区域一帯の危険情報等の共有（災害防止連絡連絡協議会等）に努めること。

(3) 高齢者の労働災害防止対策

【厚生労働省が行うこと】

「高齢者の労働災害防止のための指針」（令和8年2月10日公表）の周知を図る。併せて、エイジフレンドリー補助金の周知を図る。

【事業者が行うこと】

上記指針に基づき、高齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理等、高齢者の労働災害の防止のための必要な措置を講ずるよう努めるとともに、事業場の実情に応じて国や関係団体等の支援を活用し、労働者とも連携・協力して取組みを進めること。

請負業者においても、元請業者と連携しつつ、この指針を参考に高齢者の労働災害防止対策に取り組むこと。

(4) 外国人労働者の労働災害防止対策

【厚生労働省が行うこと】

「職場のあんぜんサイト」及び厚生労働省ホームページに掲載する外国人労働者向けの労働安全衛生に関する視聴覚教材等を周知するなど、効果的な安全衛生教育の実施を促進する。

【事業者が行うこと】

外国人労働者に対する安全衛生教育では、これらの教材を参考に、外国人労働者がその内容を確実に理解できる方法で実施すること。

(5) 一人親方等の安全衛生対策

【厚生労働省が行うこと】

令和8年度委託事業により、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和7年法律第33号。以下「改正法」という。）及び関係政省令等に関する周知媒体や教材等を作成するとともに、同資料を活用し、個人事業者等向けの説明会への講師派遣、巡回指導へのコーディネーター派遣を行う。

また、建設業に従事する一人親方等の死亡災害の把握に努める。

【事業者等が行うこと】

建設業に従事する一人親方等が加入する団体において説明会を行うとともに、上記説明会等に積極的に参加すること。

3

これらの災害を防止するため、はしご・脚立等の安全な使用を盛り込んだ木建マニュアルの内容を参考に、はしご・脚立等の適切な使用の普及・定着に取り組む。また、リーフレット「はしごを使う前に／脚立を使う前に」を活用した墜落・転落災害防止の徹底について（令和3年3月17日付け基安発0317第2号）に基づく周知・指導を行う。

【事業者が行うこと】

木造家屋等低層住宅建築工事においては、木建マニュアルに基づく措置を適切に実施するとともに、リーフレット「はしごを使う前に／脚立を使う前に」、「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」等を活用し、はしごや脚立の使用をできるだけ避け、移動式足場や高所作業車を使用すること、はしごや脚立の安全な使用方法を徹底すること等、墜落・転落災害防止に取り組むこと。

ウ 墜落制止用器具の適切な使用

【厚生労働省が行うこと】

建設業における墜落・転落による死亡災害を見ると、墜落制止用器具を装着していたものの、フックを使用していないケースが多く認められていることから、「墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン」（平成30年6月22日付け基発0622第2号）の周知徹底を図り、墜落制止用器具の適切な使用の徹底を図る。また、「墜落制止用器具の規格」（平成31年厚生労働省告示第11号）に適合した墜落制止用器具の使用を指導する。

【事業者が行うこと】

上記ガイドラインに基づき、墜落制止用器具の適切な使用を徹底するとともに、墜落制止用器具の使用状況及び取付設備の設置状況等を確認し必要な措置を講ずること。また、上記規格に適合した墜落制止用器具の使用を徹底すること。

(2) 自然災害からの復旧・復興工事における労働災害防止対策

【厚生労働省が行うこと】

自然災害からの復旧・復興工事においては、地山の崩壊等のおそれがある作業、墜落のおそれがある箇所での作業、粉じんばく露するおそれがある作業、車両系建設機械を用いた作業等において、土砂崩壊防止対策、墜落・転落災害防止対策、石綿粉じん等のばく露防止対策等が確実に講じられているか、安全衛生パトロール等の際に確認し、必要な指導等を行う。

建災防において、復旧・復興工事現場への専門家の派遣、研修会の実施等を行っていることから、同協会各都道府県支部と連携し各工事現場、関係団体に対し周知し効果的な活用を促す。

【事業者が行うこと】

自然災害からの復旧・復興工事では、多数の建設業者により短期間で集中的な工事が行われること、建物の崩壊や地盤の緩み等、作業場所の状態が平

2

改正法により、令和8年4月から、元方事業者が行う統括管理の対象が労働者だけでなく、労働者以外の作業従事者に拡充されたことから、元方事業者、関係請負人それぞれが改正法に基づく措置を遵守し、現在作業による災害防止の徹底を図ること。また、令和9年1月から、一人親方等による災害（休業4日以上（死傷災害））についても労働基準監督署への報告が義務付けられるため、その徹底を図ること。また、改正内容について、同改正により保護の対象、措置義務の主体となる一人親方等に適切に周知すること。

(6) 建設現場におけるデジタル技術の活用推進による安全衛生管理の向上

【厚生労働省が行うこと】

元方事業者に実施が義務づけられている作業場所の巡視については、一定の場合にデジタル技術を活用して遠隔で実施できることを通知（令和6年6月28日付け基安発0628第1号「特定元方事業者による作業場所の巡視に係るデジタル技術の活用について」）により示している。今後、実態把握を行うとともに、好事例の周知等を行う予定であり、デジタル技術の活用の推進を通じた建設現場における安全衛生管理の一層の向上を図る。

(7) 転倒災害防止対策

【厚生労働省が行うこと】

転倒災害防止対策の推進について（令和5年5月19日付け基安発0519第4号）に基づき、転倒災害防止対策の周知指導を行う。

【事業者が行うこと】

リーフレット（<https://www.mhlw.go.jp/content/001101746.pdf>）等を活用し、転倒災害防止のための労働者の身体機能の維持向上や職場環境の改善に取り組むこと。

(8) 交通労働災害防止対策

【厚生労働省が行うこと】

「交通労働災害防止のためのガイドライン」（平成25年5月28日付け基発0528第2号、平成30年6月1日最終改正）について、周知及び指導を図る。

【事業者が行うこと】

上記ガイドラインに基づく措置を適切に講ずること。とりわけ、建設資材等の運搬を発注する際は、過積載運行にならないよう実際に荷を運搬する事業者と協力すること。

(9) 建設機械等による労働災害防止対策

【厚生労働省が行うこと】

建設機械等を起因物とする労働災害による死亡災害が令和7年に53件発

4

生している（※）。災害の概要を見ると、機体に轢かれるもの、機体と物体との間に挟まれるもの、機体とともに転倒するもの等であることから、安衛則に基づき各種措置の徹底を指導する。

また、安全な建設機械の導入を積極的に奨励する。特に、中小建設事業者等に対しては、「高度安全機械等導入支援補助金」の活用等を積極的に周知する。

（※）令和8年1月速報時点。

【事業者が行うこと】

労働者に建設機械等を使用させる場合は、安衛則に基づき、運行経路等を示した作業計画を定め、関係労働者に周知するとともに、建設機械の転落、接触等により労働者に危険が生じるおそれのある場合は誘導者を配置するなど、必要な安全対策を講ずること。

- (10) 建築物の梁等の鉄骨部材等の仮支えを行う仮設構造物の崩壊・倒壊による労働災害防止

【厚生労働省が行うこと】

「建築物の梁等の鉄骨部材等を仮支えする仮設構造物の崩壊・倒壊による労働災害防止に当たっての留意事項について」（令和8年3月10日付け基安発0310第1号）に基づき、仮設構造物の崩壊・倒壊による労働災害防止対策の徹底を図る。

【事業者が行うこと】

同通達に基づき、強度計算の適切な実施、計画策定又は変更時の十分な確認体制による確認等、仮設構造物の崩壊・倒壊による労働災害防止対策を講ずること。

- (11) 荷役作業における労働災害防止対策

【厚生労働省が行うこと】

荷役作業における安全確保を図るため、安衛則に基づく最大積載量2トン以上の貨物自動車に係る荷の積卸し作業時の昇降設備の設置及び保護帽の着用、テールゲートリフターによる荷役作業の特別教育の実施等の徹底を図る。また、荷主等の立場となる事業者（以下「荷主等」という。）に対し「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」（平成25年3月25日付け基発0325第1号、令和5年3月28日最終改正）の周知を図る。

【事業者等が行うこと】

安衛則に基づき、昇降設備の設置及び保護帽の着用の徹底を図るほか、必要な労働者に対しテールゲートリフターの操作に係る特別教育を実施すること。また、リーフレット「荷役作業の安全確保が急務です！」（令和3年1月18日付け基安発0118第2号）に示す取組を実施し、荷役災害防止対策を適切に講ずること。

5

建設業における労働災害の被災者の約9割は、店社で規模が30人未満のものに所属していることを踏まえ、建設業労働災害防止協会が実施する中小の建設会社（以下「専門工事業者等」という。）における集団指導、現場パトロール等の安全衛生活動を支援するための事業に対して補助を行う。

【事業者が行うこと】

専門工事業者等は、上記事業を活用する等により、自主的に安全衛生活動を行うこと。

- (16) 安全衛生経費の確保等

【厚生労働省が行うこと】

令和7年12月から施行されている改正建設業法により、安全衛生経費が「建設工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費」として法令上位置付けられたほか、改訂「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」により、受注者は安全衛生経費等の内訳を明示した見積書を作成し、発注者はその見積書の内容を考慮するよう努めることが必要とされたところである。

このため、都道府県労働局に設置する建設工事関係者連絡会議等の発注者、施工者及び安全衛生行政関係者の集まる場において、建設工事の安全衛生に配慮した発注、安全衛生経費の確保、統括安全衛生管理の徹底のための相互パトロール、安全衛生教育等について協議し、必要な取組を行う。

- (17) 建設職人基本法・基本計画に基づく取組等

【厚生労働省が行うこと】

建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成28年法律第111号）に基づく基本計画（令和5年6月に変更）について周知する。また、都道府県計画を策定・変更する都道府県及び策定された計画に基づき対策を実行する都道府県に対して他の都道府県の好事例等を紹介するなど取組を支援するとともに、「建設工事関係者連絡会議」の運営に当たって配慮すべき事項等について」（令和5年1月31日付け基安発0131第2号）に基づき都道府県に対して必要な配慮を行う。併せて、都道府県労働局から管内の労働災害発生状況の分析結果、実施する施策等に係る情報について積極的に提供するなど、都道府県との連携の強化を図る。

2 労働者の健康確保のための対策、化学物質等による労働災害防止対策

- (1) メンタルヘルス対策

【厚生労働省が行うこと】

建設業においても精神障害が多く発生しており、建設業の事業場におけるメンタルヘルス対策の取組割合が47.8%（令和6年）と低調であることから、メンタルヘルス対策の取組を推進する。

令和7年5月に公布された改正安衛法により、ストレスチェックについ

- (12) 交通誘導等の警備業務における労働災害防止対策

【厚生労働省が行うこと】

令和7年改正労働安全衛生法により、建設現場では、元方事業者を作業場所管理事業者として、警備業者との連絡調整に関する規定が適用される場合があることから、同規定に基づく必要な取組を周知する。

さらに、「未熟練労働者への安全衛生教育マニュアル（警備業編）」（令和元年）を周知する。

【事業者が行うこと】

建設工事の現場等で交通誘導等に従事する労働者に対する安全衛生教育を実施する場合には、同マニュアルを活用すること。

- (13) 山岳トンネル工事における労働災害防止対策

【厚生労働省が行うこと】

山岳トンネル工事において引き続き肌落ち災害が発生していることから、改正した「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」（平成28年12月26日付け基発1226第1号、令和6年3月26日最終改正）の周知を図るとともに、同ガイドラインに基づき、鎖吹付けの原則実施等の措置の徹底を図る。

【事業者等が行うこと】

山岳トンネル工事の発注者においては、同ガイドラインに基づき、設計段階における適切な支保パターンの選定のほか、施工段階における地山の状況に応じた設計の変更等の必要な対応を行うこと。また、施工者においては、同ガイドラインに基づき、鎖吹付の実施、切羽への立入禁止措置の徹底、切羽監視責任者による監視等、肌落ち災害防止対策を適切に講ずること。

また、現場内は狭い箇所や重機等が稼働することから、作業員と重機等との接触防止対策についても確実に講ずること。

- (14) 伐木等作業における労働災害防止対策

【厚生労働省が行うこと】

チェーンソーによる伐木等作業に係る安衛則や「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」（平成27年12月7日付け基発第1207第3号、令和2年1月31日最終改正）の周知徹底を図る。

【事業者が行うこと】

チェーンソーによる伐木等作業を行う場合にあっては、対象労働者への特別教育を実施するとともに、立入禁止措置や保護具の着用等の安全対策を適切に実施すること。

- (15) 専門工事業者等の安全衛生活動支援事業

【厚生労働省が行うこと】

6

て、労働者数50人未満の事業場を含めた全ての事業場に実施が義務付けられた（施行期日は公布後3年以内に政令で定める日）。なお、安衛法に基づくストレスチェックは、労働契約関係にある労働者に対して事業者責任として実施するものであり、現場単位ではなく、事業者単位での実施が必要であること。

【事業者が行うこと】

ストレスチェック制度の実施を徹底するとともに、労働者数50人未満の事業場においても、ストレスチェックの義務化の施行に向けて、必要な準備等を進めること。

- (2) 熱中症対策

【厚生労働省が行うこと】

令和7年6月1日に施行された、熱中症による死亡災害等の重篤化を防ぐために、熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ迅速かつ適切に対処することにより重篤化を防止するため「報告体制」、「手順作成」、「関係労働者への周知」を事業者に義務付けた改正労働安全衛生規則（以下「改正安衛則（熱中症）」という。）に基づく措置の周知徹底を図る。さらに、事業者の業種・業態に合わせた熱中症防止対策の実施を促進するために、「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」（5月から9月まで、準備期間：4月、重点取組期間：7月）期間を中心に、「職場における熱中症防止のためのガイドライン」の周知・指導を行う。併せて、日本産業規格（JIS）に適合した暑さ指数計や熱中症予防に効果的な機器・用品の普及を図るとともに、熱中症予防対策への理解を深めるために、先進的な取組の紹介や使用者・労働者等向けの教育資料や講習動画を掲載しているポータルサイトを運営する。

【事業者等が行うこと】

改正安衛則（熱中症）をはじめとする、熱中症防止を目的とした法令上の措置について、確実に実施すること。また、「職場における熱中症防止のためのガイドライン」を踏まえ、衛生管理者等を中心とした事業場としての労働衛生管理体制の整備、暑さ指数の把握とその値に応じた熱中症防止対策、作業を管理する者及び労働者に対する計画的な労働衛生教育、発症時・緊急時の措置の確認・周知を適切に実施すること。その他、熱中症予防に効果的な機器・用品の活用も検討すること。

また、労働者は、熱中症を予防するために、日常の健康管理を意識し、暑熱順化を行ってから作業を行うこと。併せて、作業中に定期的に水分・塩分を摂取するほか、異変を感じた際には躊躇することなく周囲の労働者や管理者に申し出ること。

- (3) じん肺予防対策

【厚生労働省が行うこと】

8

令和5年度から令和9年度を期間とする「第10次粉じん障害防止総合対策」に基づき、①呼吸用保護具の適正な選択と使用の徹底、②ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策、③じん肺健康診断の着実な実施、④離職後の健康管理等を推進する。

ずい道等建設工事を対象として、粉じん作業に従事する労働者のじん肺健康診断等の情報を管理するために建災防が運用している「ずい道等建設労働者健康情報管理システム」について、建災防と労働基準監督署が連携の上、未登録事業場に対する登録依頼を実施する。

【事業者が行うこと】

粉じん濃度の測定、換気装置等による換気の実施等、また、発注者は必要な経費の積算等、「第10次粉じん障害防止総合対策」に基づき適切にずい道等建設工事における粉じん対策を講ずること。

ずい道建設工事業者は、工事開始時に、「ずい道等建設労働者健康情報管理システム」を登録すること。

当該防止総合対策に基づく措置を適切に講ずること。また、解体作業等において、法令上必要であるにもかかわらず現場監督など事業者側の判断により防じんマスクを外させることなく、労働者に防じんマスクを確実に使用させること。

(4) 騒音障害防止対策

【厚生労働省が行うこと】

ずい道工事や土木工事に従事していた労働者などに騒音性聴力の発生がみられることから、令和5年4月に改訂した「騒音障害防止のためのガイドライン」（令和5年4月20日付け基発0420第2号）について、リーフレットやパンフレットを活用し、周知・指導を行う。

【事業者が行うこと】

事業者は、ガイドラインに基づき屋内作業場に限らず、騒音障害防止対策の管理者の選任、騒音レベルの把握とその結果に応じた騒音ばく露防止対策、健康診断、労働衛生教育等に取り組むこと。また、元方事業者においては、関係請負人が本ガイドラインで定める事項を適切に実施できるよう、指導・援助を行うこと。

(5) 化学物質による健康障害防止対策

【厚生労働省が行うこと】

塗装作業等に使用する製剤など化学物質を用いる際には、使用前にラベル・SDSを確認し、その情報に基づき、当該化学物質を用いる作業に応じたリスクアセスメント及び当該結果に基づく措置等を実施するよう周知・指導する。また、引き続き特定化学物質障害予防規則や有機溶剤中毒予防規則等の遵守の徹底を図る。

塗膜の剥離や掻き落とし作業について、鉛等有害物の有無、剥離工法等に

9

より工事に要する安全衛生経費・工期は大きく変わることから、発注者に対し、有害物の有無、剥離工法等に応じた必要な安全衛生経費の積算等、必要な対応を行うよう求める。

金属アーク溶接等作業で発生する溶接ヒュームにばく露することによる神経障害等の健康障害を防止するため、特定化学物質障害予防規則の改正内容について周知・指導する。

【事業者が行うこと】

塗装作業等に使用する製剤など、化学物質を用いる際には、店社ごとに化学物質管理者を選任し、使用前にラベル・SDSを確認させ、その情報に基づき、当該化学物質を用いる作業に応じたリスクアセスメント及び当該結果に基づく措置等を講ずること。その際、建災防が作成する化学物質管理マニュアルや関係資料等を必要に応じ活用すること。また、引き続き特定化学物質障害予防規則や有機溶剤中毒予防規則等の遵守の徹底を図るため、作業主任者等に必要に応じ能力向上教育等を行うこと。さらに、保護具を着用する作業現場においては、店社ごとに保護具着用管理責任者を選任すること。請負人に対しては、ラベル等により作業に用いる化学物質の危険性・有害性や適切な保護具の使用について周知するようにすること。

塗膜剥離作業においては、塗膜には鉛、六価クロム、PCB等の有害物が含まれることにも留意し、「剥離剤を使用した塗膜の剥離作業における労働災害防止について」（令和2年8月17日付け基安発0817第1号、令和7年12月26日最終改正）を踏まえ、有害物の含有状況や作業内容に応じて適切なばく露防止対策（剥離剤等作業で使用する保護具の着用も含む。）を講ずること。また、研磨材の吹き付け（ブラスト）や研磨材を用いた手持ち式動力工具（ディスクサンダー）による鋼構造物の研磨等においては、塗膜中の有害物の有無にかかわらず、粉じん障害防止規則に基づき、労働者に対して、呼吸用保護具（送気マスク等）を使用させる等の措置を講ずること。

(6) 石綿健康障害予防対策

【厚生労働省が行うこと】

石綿障害予防規則に基づく措置等を実施するよう地方公共団体とも連携して周知・指導を行う。また、建築物の解体・改修工事について、適切に対象選定を行い、予告なしの立ち入りを行う。

建築物・工作物の解体・改修作業の発注者への対応について、建築物等の解体・改修工事の前に施工業者に実施が義務付けられている有資格者による石綿の有無の調査（事前調査）の実施、事前調査の結果、石綿が使用されていることが明らかになった場合に、石綿除去等の工事に必要な費用等を含めた工事の費用、工期、作業の方法に係る発注条件について、施工業者が法令を遵守して工事ができるように配慮するなどの発注者による必要な措置が講じられるよう厚生労働省が作成した周知リーフレットを用いて必要な周知啓発を図る。

10

【事業者が行うこと】

石綿障害予防規則に基づき、建築物・工作物の解体・改修工事前の有資格者による石綿含有の有無の事前調査、石綿事前調査結果報告システムを用いた事前調査結果等の労働基準監督署長への報告、事前調査結果の作業場への掲示、写真等による作業の実施状況の記録の作成及び保存などの措置を徹底すること。

また、「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（令和3年3月（令和2年2月改正））」に基づく労働者の石綿ばく露防止措置の徹底を図ること。

3 その他の安全衛生に係る対策

(1) 労働安全衛生マネジメントシステムの普及と活用

【厚生労働省が行うこと】

建設業労働災害防止協会と連携し、労働安全衛生マネジメントシステムの活用・普及促進を図る。

【事業者が行うこと】

建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHMS）を導入した企業の労働災害の減少幅は大きく、労働災害防止に効果があることから、建設工事現場の実態を踏まえたシステムである「ニューコスモス」、「中小事業者向けのコンパクトコスモス」の導入・活用に留意すること。

(2) 建設業における安全衛生教育の推進

【厚生労働省が行うこと】

技術の進展や就業形態の多様化等が見られる中、職場の安全衛生水準を向上させるためには、適切かつ有効な安全衛生教育を実施することが重要である。建設工事従事者の経験、能力、立場等に応じた継続的な教育の重要性について十分な理解を促しつつ、法令等に基づく能力向上教育をはじめ、建設工事従事者の知識や能力の維持・向上のための再教育等の実施を促進する。

【事業者が行うこと】

「建設業における職長等及び安全衛生責任者の能力向上教育に準じた教育について」（平成29年2月20日付け基発0220第3号）に基づき、建設業における職長等及び安全衛生責任者を対象に、概ね5年ごと及び機械設備等に大幅な変更があった場合に、建設工事従事者の専門性の確保のために、労働災害の防止に係る当該教育を受講させること。

また、「建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育について」（平成15年3月25日付け基安発第0325001号）に基づき、建設工事に従事する労働者を対象に、建設現場で働く労働者が守らなければならない労働安全衛生法令の遵守事項等の基本的事項について教育を受講させること。

このほか、「安全衛生教育及び研修の推進について」（平成31年3月28日

11

付け基発0328第28号）に基づく教育、その他の建設工事従事者の知識や能力の維持・向上のための再教育等の受講等に努めること。

（参考）

令和8年度における建設業の安全衛生対策の推進に係る関連通達等

（全般）

- ・第14次労働災害防止計画（令和5年3月8日厚生労働省策定、令和5年3月27日公示）
- ・建設業における総合的労働災害防止対策の推進について（平成19年3月22日付け基発0322002号）
- ・元方事業者による建設現場安全管理指針について（平成7年4月21日付け基発第267号の2）

1 労働者の安全確保のための対策

(1) 墜落・転落災害防止対策

ア 足場等からの墜落・転落防止対策

- ・労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について（平成27年3月31日付け基発0331第9号）
- ・足場からの墜落・転落災害防止の充実に係る労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について（令和5年3月14日付け基発0314第2号）
- ・足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱について（平成24年2月9日付け基安発0209第2号、令和5年3月14日最終改正）
- ・「手すり先行工法に係るガイドライン」について（平成15年4月1日付け基発第0401012号、令和5年12月26日最終改正）
- ・屋根、はしご・脚立等からの墜落・転落災害防止対策の促進について（木造家屋等低層住宅工事墜落防止標準マニュアルの策定）（令和6年3月29日付け基安発第0329第2号）
- イ はしご・脚立からの墜落・転落防止対策
- ・屋根、はしご・脚立等からの墜落・転落災害防止対策の促進について（木造家屋等低層住宅工事墜落防止標準マニュアルの策定）（令和6年3月29日付け基安発第0329第2号）
- ・リーフレット「はしごを使う前に／脚立を使う前に」を活用した墜落・転落災害防止の徹底について」（令和3年3月17日付け基安発0317第2号）
- ウ 墜落制止用器具の適切な使用
- ・墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン（平成30年6月22日付け基発0622第2号）
- ・規格不適合の墜落制止用器具に関する注意喚起について（令和4年2月25日

12

- 付け基安安発 0225 第 1 号)
 - ・規格不適合の墜落制止用器具について（注意喚起）（令和 5 年 2 月 24 日付け基安安発 0224 第 3 号）
 - ・規格不適合の墜落制止用器具について（注意喚起）（令和 6 年 4 月 5 日付け基安安発 0405 第 2 号）
- (2) 令和 6 年能登半島地震等の自然災害の復旧・復興工事における労働災害防止対策
- ・東日本大震災による災害復旧工事における労働災害防止対策の徹底について（その 4）～地震・津波により被害を受けた建築物等の解体工事関連～（平成 23 年 8 月 31 日付け基安安発 0831 第 4 号、基安安発 0831 第 2 号、基安化発 0831 第 2 号）
 - ・平成 28 年熊本地震の復旧工事における労働災害防止対策の徹底について（平成 28 年 4 月 21 日付け基安安発 0421 第 1 号、基安安発 0421 第 2 号）
 - ・平成 28 年熊本地震の復旧工事における土砂崩壊災害防止対策等の徹底について（平成 28 年 6 月 1 日付け基安安発 0601 第 1 号）
 - ・災害廃棄物の処理における労働安全衛生対策に係る発注者の配慮等について（平成 28 年 7 月 25 日付け基安安 0725 第 2 号、基安安 0725 第 2 号、基安化 0725 第 2 号）
 - ・木造家屋等低層住宅建築工事における労働災害防止対策の推進について（平成 8 年 11 月 11 日付け基発第 660 号の 2）
 - ・「斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン」の策定について（平成 27 年 6 月 29 日付け基安安発 0629 第 2 号）（再掲）
 - ・土止め先行工法に関するガイドラインの策定について（平成 15 年 12 月 17 日付け基発第 1217001 号）
 - ・東日本大震災復旧・復興工事関係者連絡会議及び工事エリア別協議組織の設置について（平成 23 年 10 月 21 日付け基安発 1021 第 2 号）
 - ・令和 6 年能登半島地震による災害の復旧工事における労働災害防止対策の徹底について（令和 6 年 1 月 4 日付け基安安発 0104 第 1 号、基安安発 0104 第 2 号、基安化発 0104 第 1 号）
 - ・石綿等が吹き付けられた建築物等からの石綿等の飛散及びばく露防止対策の徹底について（通知）（令和 6 年 1 月 23 日付け基安化発 0123 第 2 号、環水大管発第 2401238 号）
- (3) 高齢者等の労働災害防止対策
- ・「高齢者の労働災害防止のための指針」について（令和 8 年 2 月 10 日公表）
- (4) 外国人労働者の労働災害防止対策
- ・外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針（平成 19 年 8 月 3 日付け厚生労働省告示第 276 号）

13

- ・荷役作業場所のチェックリスト（平成 27 年 8 月 27 日付け基発 0827 第 8 号別添）
 - ・「荷役作業の安全確保が急務です！」（令和 3 年 1 月 18 日付け基安安発 0118 7 第 2 号）
 - ・「貨物自動車における荷役作業時の墜落・転落防止対策の充実に係る労働安全衛生規則の一部を改正する省令及び安全衛生特別教育規程の一部を改正する件の施行について」（令和 5 年 3 月 28 日付け基発 0328 第 5 号）
- (12) 交通誘導等の警備業務における労働災害防止対策
- ・現時点では、特になし。
- (13) 山岳トンネル工事における労働災害防止対策
- ・「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」（平成 28 年 12 月 26 日付け基発 1226 第 1 号、令和 6 年 3 月 26 日最終改正）
- (14) 伐木等作業における労働災害防止対策
- ・労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について（伐木作業等の安全対策関係）（平成 31 年 2 月 14 日付け基発 0214 第 9 号）
 - ・「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」の策定について（平成 27 年 12 月 7 日付け基発 1207 第 3 号、令和 2 年 1 月 31 日最終改正）
 - ・「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」の留意事項の改正について（令和 2 年 1 月 31 日付け基安安発 0131 第 1 号）
- (15) 専門工事業者等の安全衛生活動支援事業
- ・現時点では、特になし。
- (16) 安全衛生経費の確保等
- ・建設工事関係者連絡会議の設置について（平成 26 年 4 月 11 日付け基安発 0411 第 1 号）
 - ・元請負人及び下請負人の間での労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の明確化に係るパンフレットの作成について（平成 27 年 6 月 15 日付け基安発 0615 第 1 号）
- (17) 建設職人基本法・基本計画に基づく取組等
- ・建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律の施行について（平成 29 年 3 月 16 日付け基発 0316 第 3 号）
 - ・建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画について（平成 29 年 6 月 9 日付け基発 0609 第 7 号）
 - ・建設工事関係者連絡会議の運営に当たって配慮すべき事項等について（令和 5 年 1 月 31 日付け基安安発 0131 第 2 号）

15

- ・労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について（労働者死傷病報告様式改正関係）（平成 31 年 1 月 8 日付け基発 0108 第 4 号）
 - ・外国人労働者に対する安全衛生教育の推進等について（平成 31 年 3 月 28 日付け基発 0328 第 28 号）
 - ・外国人の日本語の理解力に配慮した技能講習の実施について（令和 2 年 3 月 31 日付け基発 0330 第 43 号）
- (5) 一人親方等の安全衛生対策
- ・「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行等について」（令和 4 年 4 月 15 日付け基発 0415 第 1 号）
 - ・「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行等について」（令和 6 年 4 月 30 日付け基発 0430 第 4 号）
- (6) 建設現場におけるデジタル技術の活用推進による安全衛生管理の向上
- ・特定元方事業者による作業場所の巡視に係るデジタル技術の活用について（令和 6 年 6 月 28 日付け基安安発 0628 第 1 号）
- (7) 転倒災害防止対策
- ・転倒災害防止対策の推進について（令和 5 年 5 月 19 日付け基安発 0519 第 4 号）
- (8) 交通労働災害防止対策
- ・交通労働災害防止のためのガイドライン（平成 25 年 5 月 28 日付け基発 0528 第 2 号、平成 30 年 6 月 1 日最終改正）
 - ・交通労働災害防止対策の推進について（平成 27 年 3 月 13 日付け基安発 0313 第 1 号）
 - ・建設業における交通労働災害防止対策の徹底について（平成 27 年 8 月 6 日付け基安安発 0806 第 1 号）
- (9) 建設機械等による労働災害防止対策
- ・現時点では、特になし。
- (10) 建築物の梁等の鉄骨部材等の仮支えを行う仮設構造物の崩壊・倒壊による労働災害防止
- ・建築物の梁等の鉄骨部材等を仮支えする仮設構造物の崩壊・倒壊による労働災害防止に当たっての留意事項について（令和 8 年 3 月 10 日付け基安発 0310 第 1 号）
- (11) 荷役作業における労働災害防止対策
- ・陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン（平成 25 年 3 月 25 日付け基発 0325 第 1 号、令和 5 年 3 月 28 日最終改正）

14

- ・建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画の変更について（令和 5 年 6 月 13 日基発 0613 第 3 号）
- 2 労働者の健康確保のための対策、化学物質等による労働災害防止対策
- (1) メンタルヘルス対策
- ・建設現場における不安全行動・ヒヤリハット体験に関する実態調査」（平成 30 年 4 月）
- (2) 熱中症対策
- ・令和 7 年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について（令和 7 年 2 月 28 日付け基安発 0228 第 1 号）
 - ・職場における熱中症予防基本対策要綱の策定について（令和 3 年 4 月 20 日付け基発 0420 第 3 号）
- (3) じん肺予防対策
- ・第 10 次粉じん障害防止総合対策の推進について（令和 5 年 3 月 30 日付け基発 0330 第 3 号、令和 6 年 3 月 6 日最終改正）
 - ・ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン（平成 12 年 12 月 26 日基発第 768 号の 2、令和 2 年 7 月 20 日付け基発 0720 第 2 号改正）
- (4) 騒音障害防止対策
- ・騒音障害防止のためのガイドラインの改訂について（令和 5 年 4 月 20 日付け基発 0420 第 2 号）
- (5) 化学物質による健康障害防止対策
- ・化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針（平成 27 年 9 月 18 日付け危険性又は有害性等の調査等に関する指針公示第 3 号）
 - ・鉛等有害物を含有する塗料の剥離やかき落とし作業における労働者の健康障害防止について（平成 26 年 5 月 30 日付け基安安発 0530 第 1 号、基安化発 0530 第 1 号／基安安発 0530 第 3 号、基安化発 0530 第 3 号）
 - ・建設業における一酸化炭素中毒予防のためのガイドラインの策定について（平成 10 年 6 月 1 日付け基発第 329 号の 1）
 - ・一酸化炭素中毒による労働災害の発生状況等について（平成 28 年 12 月 6 日付け基安化発 1206 第 1 号）
 - ・建設業における有機溶剤中毒予防のためのガイドラインの策定について（平成 9 年 3 月 25 日付け基発第 197 号）
 - ・「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」の改正について（平成 26 年 1 月 10 日付け基発 0110 第 1 号）
 - ・「廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」の運用に当たり留意すべき事項について（平成 26 年 1 月 10 日付け基安化発 0110

16

第1号)

- ・剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について（令和2年8月17日付け基安化発0817第1号、令和7年12月26日最終改正）
- ・化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針（令和5年4月27日付け技術上の指針公示第24号）
- ・「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針の一部を改正する指針」について（令和5年4月27日付け基発0427第3号）
- ・防じんマスク、防毒マスク及び電動ファン付き呼吸用保護具の選択、使用等について（令和5年5月25日付け基発0525第3号）
- ・労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等の施行について（令和7年2月19日付け基発0219第4号）
- ・労働安全衛生規則の一部を改正する省令等の施行について（令和7年9月19日付け基発0918第1号）
- ・労働安全衛生規則の一部を改正する省令等の施行について（令和7年11月18日付け基発1118第1号）
- ・皮膚吸収性有害物質に該当する化学物質等について（令和7年11月18日付け基発1118第2号）
- ・「労働安全衛生規則第34条の2の6の2の規定に基づきリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の実施に支障を生じないものとして厚生労働大臣が定めるもの」（令和8年2月20日厚生労働大臣告示第42号）
- ・通知対象物に係る代替化学名等の通知に関する指針（通知対象物に係る代替化学名等の通知に関する指針公示第1号）
- ・労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律等（代替化学名等関係）の施行について（令和8年2月20日付け基発0220第5号）

(6) 石棉健康障害予防対策

- ・建築物石棉含有建材調査者講習登録規程の改正等について（令和2年7月1日付け基発0701第11号）
- ・石棉障害予防規則等の一部を改正する省令等の施行について（令和2年8月4日付け基発0804第8号）
- ・石棉障害予防規則第三条第六項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者に係る具体的事項について（令和2年9月1日付け基発0901第10号）
- ・建築物等の解体等の作業及び労働者が石棉等ばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石棉ばく露防止に関する技術上の指針の改正について（令和2年10月6日付け基発1006第2号）
- ・建築物石棉含有建材調査者講習登録規程の運用について（令和2年10月20日付け基発1020第4号）
- ・石棉障害予防規則の解説について（令和2年10月28日付け基発1028第1号）
- ・石棉障害予防規則第三条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者の一部を改正する件の施行について（令和4年5月9日付け基発0509第4号）

17

- ・石棉障害予防規則の一部を改正する省令の施行について（令和5年1月12日付け基発0112第2号）
- ・石棉障害予防規則の一部を改正する省令の施行について（令和5年8月29日付け基発0829第1号）
- ・「建築物等の解体等の作業及び労働者が石棉等ばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石棉ばく露防止に関する技術上の指針の一部を改正する件」について（令和6年1月31日付け基発0131第1号）
- ・石棉障害予防規則の一部を改正する省令の公布について（令和7年11月7日付け基発1107第1号）
- ・令和2年8月4日付け基発0804第8号「石棉障害予防規則等の一部を改正する省令等の施行について」の一部改正について（令和7年12月26日付け基発1226第3号）
- ・建築物等の解体等に係る石棉ばく露防止及び石棉飛散漏えい防止対策徹底マニュアルの改正について（令和8年2月13日付け化学物質対策課環境改善・ばく露対策室長事務連絡）

3 その他の安全衛生対策

(1) 労働安全衛生マネジメントシステムの普及と活用

- ・労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針（平成11年労働省告示第53号、令和元年7月1日最終改正）
- ・労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針の改正について（平成18年3月17日付け基発第0317007号、令和元年7月1日付け基発0701第3号改正）

(2) 建設業における安全衛生教育の推進

- ・安全衛生教育及び研修の推進について（平成3年1月21日付け基発第39号）
- ・建設業における安全衛生責任者に対する安全衛生教育の推進について（平成12年3月28日付け基発第179号、平成31年3月28日最終改正）
- ・建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育について（平成15年3月25日付け基安発第0325001号）
- ・職長等及び安全衛生責任者の能力向上教育に準じた教育について（平成29年2月20日付け基発0220第3号）

18

建設工事従事者の安全及び健康の確保のために 安全衛生経費の適切な支払いが必要です

建設業における労働災害の発生状況は、長期的に減少傾向にあるものの、いわゆる一人親方等を含めた建設工事従事者全体では、墜落災害をはじめとする建設工事の現場での災害により、年間約400人もの尊い命が亡くなっています。

労働安全衛生法は元請負人及び下請負人に労働災害防止対策を義務づけており、それに要する経費は元請負人及び下請負人が義務的に負担しなければならない費用であり、建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるものです。建設工事請負契約はこの経費を含む金額で締結することが必要です。

●労働災害防止対策の実施者及び経費負担者の明確化の流れ

(1) 元請負人による見積条件の提示

元請負人は、見積条件の提示の際、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を明確化し、下請負人が自ら実施する労働災害防止対策を把握でき、かつ、その経費を適正に見積もることができるようにしなければなりません。

(2) 下請負人による労働災害防止対策に要する経費の明示

下請負人は、元請負人から提示された見積条件をもとに、自らが負担することとなる労働災害防止対策に要する経費を適正に見積った上、元請負人に提出する見積書に明示する必要があります。

(3) 契約交渉

元請負人は、「労働災害防止対策」の重要性に関する意識を共有し、下請負人から提出された労働災害防止対策に要する経費が明示された見積書を尊重しつつ、建設業法第18条を踏まえ、対等な立場で契約交渉をしなければなりません。

(4) 契約書面における明確化

元請負人及び下請負人は、契約内容の書面化に際して、契約書面の施工条件等に、労働災害防止対策の実施者及びそれに要する経費の負担者の区分を記載し明確化するとともに、下請負人が負担しなければならない労働災害防止対策に要する経費については、他の経費と切り離し難いものを除き、契約書面の内訳書などに明示することが必要です。

国土交通省では、安全衛生経費が下請負人まで適切に支払われるよう、令和4年度より、学識経験者、建設関係団体等のご協力を得て「安全衛生対策項目の確認表及び標準見積書に関するWG」を設置し、安全衛生対策項目の確認表、安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」の作成・普及に向けた取組を進めています。「安全衛生対策項目の確認表及び標準見積書に関するWG」での議論や成果等は、順次、以下のHPで公表します。



https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/anzenisei.html

【問合せ先】

(足場からの墜落防止措置) お近くの労働局又は労働基準監督署にお問い合わせください。

■労働基準監督署一覧

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/location.html

労働基準監督署 所在案内 検索

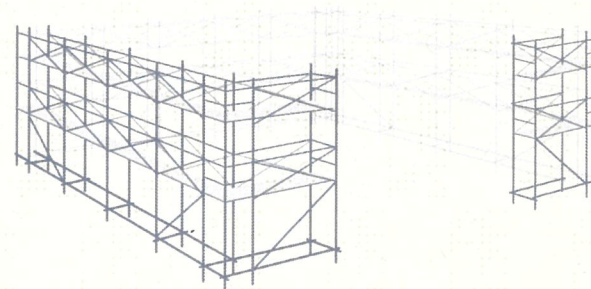


(安全衛生経費について) 国土交通省 不動産・建設経済局 建設市場整備課 専門工事業・建設関連産業振興室

電話番号：03 (5253) 8111 (内線24813/24816)

足場からの墜落防止措置が 強化されます

●改正労働安全衛生規則 令和5年10月1日から順次施行●



厚生労働省では足場に関する法定の墜落防止措置を定める労働安全衛生規則を改正し、足場からの墜落防止措置を強化しました。令和5年10月1日（一部規定は令和6年4月1日）から順次施行します。

改正のあらまし

1

一側足場の使用範囲が明確化されます

幅が1メートル以上の箇所において足場を使用するときは、原則として本足場を使用することが必要になります。

2

足場の点検時には点検者の指名が必要になります

事業者及び注文者が足場の点検（つり足場を含む。）を行う際は、あらかじめ点検者を指名することが必要になります。

3

足場の組立て等の後の点検者の氏名の記録・保存が必要になります

足場の組立て、一部解体、変更等の後の点検後に、点検者の氏名を記録・保存することが必要になります。

また、労働災害防止対策を確実に実施するため、安全衛生経費については適切に確保してください。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

1

一側足場の使用範囲が明確化されます

安衛則第561条の2（新設）

R6.4.1
施行

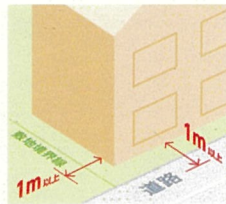
令和6年4月1日以降、幅が1メートル以上の箇所※において足場を使用するときは、原則として本足場を使用する必要があります。なお、幅が1メートル未満の場合であっても、可能な限り本足場を使用してください。

つり足場の場合や、障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なときは本足場を使用しなくても差し支えありません。

※足場を設ける床面において、当該足場を使用する建築物等の外面を起点としたはり間方向の水平距離が1メートル以上ある箇所のこと。

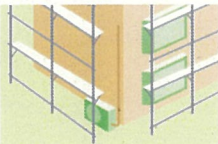
●「幅が1メートル以上の箇所」に関する留意点

足場設置のため確保した幅が1メートル以上の箇所について、その一部が公道にかかる場合、使用許可が得られない場合、その他当該箇所が注文者、施工業者、工事関係者の管理の範囲外である場合等については含まれません。なお、足場の使用に当たっては、可能な限り「幅が1メートル以上の箇所」を確保してください。

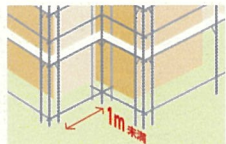


●「障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なとき」とは

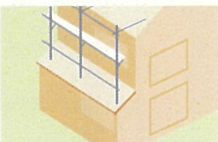
- 足場を設ける箇所の全部又は一部に撤去が困難な障害物があり、建地を2本設置することが困難なとき



- 建築物の外面の形状が複雑で、1メートル未満ごとに隅角部を設ける必要があるとき



- 屋根等に足場を設けるとき等、足場を設ける床面に著しい傾斜、凹凸等があり、建地を2本設置することが困難なとき



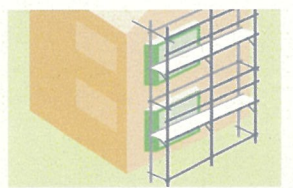
- 本足場を使用することにより建築物等と足場の作業床との間隔※が広くなり、墜落・転落災害のリスクが高まる



※足場の使用に当たっては建築物等と足場の作業床との間隔が30センチメートル以内とすることが望ましいです。

<留意点>

足場を設ける箇所の一部に撤去が困難な障害物があるとき等において、建地の一部を1本とする場合は、足場の動揺や倒壊を防止するのに十分な強度を有する構造としなければなりません。



※図はイメージ。分かり易くするため足場は簡略化して図示しています。

2

足場の点検時には点検者の指名が必要になります

安衛則第567条、第568条、第655条

R5.10.1
施行

事業者又は注文者が足場の点検を行う際は、点検者を指名しなければなりません。

●指名の方法

点検者の指名の方法は「書面で伝達」「朝礼等に際し口頭で伝達」「メール、電話等で伝達」「あらかじめ点検者の指名順を決めてその順番を伝達」等、点検者自らが点検者であるという認識を持ち、責任を持って点検ができる方法で行ってください。

●点検者について

事業者又は注文者が行う足場の組立て、一部解体又は一部変更の後の点検は、

- 足場の組立て等作業主任者であって、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している者
 - 労働安全コンサルタント（試験の区分が土木又は建築である者）等労働安全衛生法第88条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参画者」に必要な資格を有する者
 - 全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」を受けた者
 - 建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた者
- 等十分な知識・経験を有する者を指名することが適切であり、「足場等の種類別点検チェックリスト」を活用することが望ましいです。

3

足場の組立て等後の点検者の氏名の記録・保存が必要になります

安衛則第567条、第655条

R5.10.1
施行

事業者又は注文者が行う足場の組立て、一部解体又は一部変更の後の点検後に2で指名した点検者の氏名を記録及び保存しなければなりません。

<留意点>

足場の点検後の記録及び保存に当たっては、「足場等の種類別点検チェックリスト」を活用することが望ましいです。

はしごを使う前に

はしごを使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。
あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態になってから、作業を始めましょう。

作業前 8 のチェック！！

(作業前点検リスト)

年 月 日

天気(晴・曇・雨・雪)

現場名

確認担当者名

- ☐ はしごの上部・下部の固定状況を確認している
- ☐ (はしごをボルトで取付けている場合) ボルトが緩んだり腐食したりしていない
- ☐ はしごの上端を、上端床から60cm以上突出している
- ☐ はしごの立て掛け角度は、75度程度となっている
- ☐ はしごの踏みさんに、明らかな傷みはない
- ☐ はしごの足元に、滑り止め(転位防止措置)がある
- ☐ 靴は脱げにくく、滑りにくい
- ☐ ヘルメットを着用し、あごひもを締めている

※既設はしごを使うときも、チェックしましょう

「労働安全衛生規則」で定められている事項

移動はしご(安衛則第527条)

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 幅は30cm以上
- 4 すべり止め措置の取付その他転位を防止するための必要な措置



出典:「シリーズ」ここが危ない
高所作業」中央労働災害
予防協議会編

「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」
(リーフレット) も確認してください。⇒⇒⇒



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(R3.3)

脚立を使う前に

脚立を使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。
あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態になってから、作業を始めましょう！

作業前 10 のチェック！！

(作業前点検リスト)

年 月 日

天気(晴・曇・雨・雪)

現場名

確認担当者名

- ☐ 脚立は安定した場所に設置している
- ☐ 開き止めに確実にロックをかけた
- ☐ ねじ、ピンの緩み、脱落、踏みさんの明らかな傷みはない
- ☐ ヘルメットを着用し、あごひもをしめている
- ☐ 靴は脱げにくく、滑りにくいものを履いている
- ☐ 身体を天板や踏みさんに当て、身体を安定させる
- ☐ 天板上や天板をまたいで作業をしない
- ☐ 作業は2段目以下の踏みさんを使用する
(3段目以下がよりよい)
- ☐ 作業は頭の真上でしない
- ☐ 荷物を持って昇降しない

「労働安全衛生規則」で定められている事項

脚立(安衛則第528条)

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 脚と水平面との角度を75度以下とし、
折りたたみ式の場合は、角度を確実に保つ
ための金具等を整える
- 4 踏み面は作業を安全に行うために必要な面積を有する



高さ2m以上での作業時は、墜落制止用器具の使用も必要です！

「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」
(リーフレット) も確認してください。⇒⇒⇒



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(R3.3)

目 次

木造家屋等低層住宅建築工事 墜落防止標準マニュアル

第1章 木造家屋等低層住宅建築工事における労働災害	1
1. 1 木造家屋等低層住宅建築工事の労働災害発生状況	1
1. 1. 1 建設業における死亡災害の推移及び内訳	1
1. 1. 2 木建工事における死亡災害の事故の型別発生状況（過去10年間累計）	3
1. 1. 3 木建工事における墜落・転落災害の起因物別発生状況（過去10年間累計）	4
1. 1. 4 一人親方等における墜落・転落死亡災害	5
1. 2 木造家屋等低層住宅建築工事の災害事例	7
1. 2. 1 足場からの墜落災害事例	7
1. 2. 2 屋根・梁からの墜落災害事例	8
1. 2. 3 はしご・脚立からの墜落災害事例	9
第2章 足場・屋根上・開口部等の作業における墜落防止	10
2. 1 リスクアセスメントと作業計画	10
2. 1. 1 リスクアセスメントの実施と作業計画・作業手順書の作成	10
(1) リスクアセスメントの目的	10
(2) リスクアセスメントの実施と作業計画の作成	11
2. 1. 2 作業手順書の作成とKY活動の実施	13
(1) リスクアセスメントによる作業手順書の作成	13
(2) 作業手順書を踏まえたKY活動の実施	14
2. 1. 3 個人用保護具（安全用品）の使用	15
2. 2 足場の設置をはじめとする安全対策	16
2. 2. 1 足場の設置基準	16
(1) ガイドラインが適用される工事	16
(2) ガイドラインで使われている用語	17
(3) 施工計画	18
(4) 足場の構造等及び組上げ方法	19
(5) 足場の設置	23
(6) 建方作業	24
(7) 作業にあたっての留意事項	24
(8) 手すり先行部材の活用	25
2. 2. 2 足場の設置例	26
(1) 軒先からの転落防止の追加措置	26
(2) 作業床の重なり	27
(3) 作業床端部・作業床の幅が変わる箇所の措置	27
(4) 要求性能墜落制止器具の使用基準	28

建設業労働災害防止協会

2. 3 開口部等作業における安全対策（スライドレール式安全ブロック工法）	29
2. 3. 1 スライドレール式安全ブロック工法の概要	29
(1) スライドレール式安全ブロック工法とは	29
(2) 安全ブロック工法と従来工法との比較	30
(3) 安全ブロック工法適用にあたっての留意事項	30
2. 3. 2 安全ブロック工法による作業手順	32
(1) 作業手順の概要	32
(2) 安全ブロック工法の作業手順	34
2. 4 屋根上でのリフォーム等作業における足場の設置が困難な場合の安全対策（親綱方式）	43
2. 4. 1 屋根形状による親綱の設置	43
2. 4. 2 地上からの主綱設置	45
(1) 本工法の特長	45
(2) 主綱の設置	46
(3) 屋根への昇降と安全ブロック等の取付け	48
2. 4. 3 屋根上での親綱の追加	49
(1) 設置時の注意点	49
(2) 機材の構成例	49
2. 4. 4 親綱使用上の注意点	52
(1) 安全ブロック設置に必要な高さ	52
(2) 親綱の本数	52
(3) 作業範囲	52
2. 4. 5 親綱固定ロープの設置	53
2. 4. 6 解体	55
第3章 はしご・脚立等からの墜落防止	56
(内装工事及び2m未満の低所からの墜落防止含む)	
3. 1 はしご・脚立等を使用する作業の安全対策	56
3. 1. 1 はしご・脚立等の安全性に関する基準等	56
(1) はしご・脚立等の基準等	56
(2) はしご・脚立等の表示マーク	57
3. 1. 2 はしご・脚立等の使用に関する安全対策	57
3. 2 はしご使用時の安全対策	58
3. 2. 1 はしごに関する法規制	58
(1) 労働安全衛生規則第556条（はしご道）	58
(2) 労働安全衛生規則第527条（移動はしご）	58

第4章 安全用品の種類と特徴	74
4. 1 墜落制止器具等	74
4. 1. 1 墜落制止器具等の構造	74
4. 1. 2 墜落制止器具の種類と特徴	76
(1) フルハーネス型	76
(2) 胴ベルト型	77
(3) ランヤードの種類について	77
4. 1. 3 墜落制止器具の特性	78
(1) 落下制止時の体勢について	78
4. 1. 4 二丁掛けランヤード	80
4. 1. 5 墜落制止器具の使用上の留意事項	81
(1) フルハーネス型	81
(2) 胴ベルト型	82
4. 1. 6 墜落制止器具等の点検項目と廃棄基準	83
4. 2 保護帽	84
4. 2. 1 使用方法	85
4. 2. 2 着用法	85
4. 2. 3 保護帽に関する保守管理基準	86
4. 3 安全靴	87
4. 3. 1 耐滑性	87
4. 3. 2 屈曲性	87
4. 3. 3 安全性	87

第2章 足場・屋根上・開口部等の作業における墜落防止

2. 1 リスクアセスメントと作業計画

2. 1. 1 リスクアセスメントの実施と作業計画・作業手順書の作成

(1) リスクアセスメントの目的

工事現場に潜在する労働災害の原因となる「危険性又は有害性」を特定し、負傷又は疾病「災害の重大性（重篤度）」及び「災害の可能性（度合）」からリスクを見積もり、リスクのレベルを評価し、レベルに応じたリスクの低減対策を講じることにより、労働災害のさらなる減少を図ることを期待するものである（図2-1）。

リスクアセスメントを実施することにより、

- ・現場や作業のリスクが明確になる
- ・リスクに対する認識を現場全体で共有できる。
- ・必要な安全対策を合理的に優先付けできる。
- ・守るべき安全ルールが明確になる。
- ・危険に対する感受性が全体に高まる。

等の効果が期待できる。

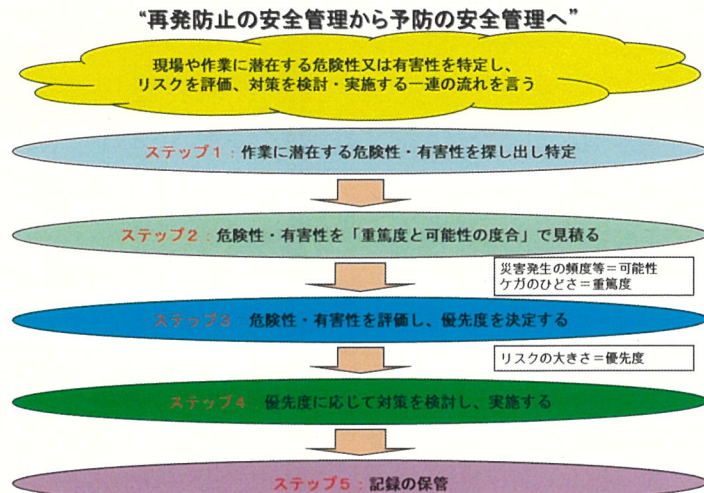


図2-1 危険性又は有害性等の調査

(2) リスクアセスメントの実施と作業計画の作成

低層住宅等の建築工事を安全に行うためには、施工可能な作業計画を事前に立てなければならない。作業計画を作成するにあたっては、外壁形状や屋根の勾配、形状、周囲の状況等を調査した上でリスクアセスメントを実施し、リスクの低減措置を計画に取り込むことが必要であり、墜落・転落災害の防止には特に効果的である（図2-2～2-5）。

運搬作業手順の主なステップからの特定（例-1）

主なステップ	危険性又は有害性
荷を持ち上げて担ぐ	荷を持ち上げるとき、急に持ち上げ腰痛になる
荷を運搬する	荷を運搬するとき、凹凸につまずいて転倒する
荷を降ろす	荷を降ろすとき、荷がハネ足にあたる

過去の墜落災害からの特定（例-2）

作業名	危険性又は有害性
足場組立て作業	部材運搬作業で、移動中仮設材につまずきバランスを崩し墜落した
同上	枠組み組立て中、親綱設備がなく、安全帯を使用せず作業したため墜落した

図2-2 危険性又は有害性の特定

「可能性の度合」の区分例

可能性の度合い	判断基準	点数
ほとんどない	注意していなくてもほとんど負傷しない	1
可能性がある	注意しないと負傷する	2
確実または可能性が極めて高い	よほど注意力がないと負傷する	3

「重篤度」の区分例

重 篤 度	災害・健康障害の内容	点数
軽 微 (不休災害)	●表面的な障害、軽い切り傷及び打撲傷 ●不快感及び刺激、一時的身体不全をもたらす健康障害	1
重 大 (休業災害)	●裂傷、火傷、振動障害、重篤捻挫 ●難聴、皮膚炎、喘息、永続的軽微能力障害	2
極めて重大 (死亡・障害災害)	●切断（指等）、重大切断（腕・足等）、重症中毒、致死外傷	3

※会社の実態に合わせて、簡単で、わかりやすく作成する。

図2-3 リスクの見積り基準例（3段階評価）

リスクの見積り（可算法）

可能性の度合	軽 微 (不労災害) (1点)	重 大 (休業災害) (2点)	極めて重大 (死亡・障害) (3点)
ほとんどない (注意しなくても負傷しない) (1点)	2点 (問題は少ない)	3点 (多少問題がある)	4点 (かなり問題がある)
可能性がある (注意していないと負傷する) (2点)	3点 (多少問題がある)	4点 (かなり問題がある)	5点 (重大な問題がある)
極めて高い (よほど注意力がないと負傷する) (2点)	4点 (かなり問題がある)	5点 (重大な問題がある)	6点 (直ちに解決すべき問題がある)

図2-4 リスクの見積りと優先度の設定（例）

危険性又は有害性見積りと優先度の対応表（5段階評価）

危険性見積り (点数)	評 価	優先度 (リスクレベル)	判 定 (対策の検討基準)
6	直ちに解決すべき問題がある		即座に対策が必要
5	重大な問題がある		抜本的な対策が必要
4	かなり問題がある		何らかの対策が必要
3	多少問題がある		現時点で対策の必要なし
2	問題は少ない		対策の必要なし

玉掛け作業における危険性の評価と優先度の判定（例）

主なステップ	危険性	可能性	重篤度	評価	優先度
玉掛けをする	荷にワイヤを掛けるとき、荷崩れし、荷にはさまれる	2	1	3	2
地切りをする	荷の重心の取り方が悪く、荷ぶくれを起こし、荷が衝突する	2	3	5	4
巻き上げる	重量目測違いで、玉掛けワイヤが切断し、荷が落下して下敷きになる	1	3	4	3

図2-5 優先度（危険度）の評価・判定基準（例）

「足場先行工法に関するガイドライン」では、屋根勾配が6/10以上である場合等、屋根面を作業床としてみなすには不適切な場合には、屋根用足場等の設置が推奨されている。また、JISA8971屋根工事用足場施工方法が規定されている。



図2-6 屋根足場の例

2. 1. 2 作業手順書の作成と KY 活動の実施

(1) リスクアセスメントによる作業手順書の作成

現場での安全を確保するためには、作業計画や安全作業手順書を作業者が十分に理解する必要がある。

リスクアセスメントによる作業手順書は、職長と作業者が協力して足場・屋根工事等の作業手順の主ステップごとに危険有害要因を特定する。

その後リスク見積り評価を実施し、優先度の高いリスクに対しその手順の急所を活用したリスク低減措置を検討して作成するものである（図2-7～2-9）。

●リスクの見積りの結果、低減措置が必要と判定された優先度の高いものに対する対策を検討し、決定した対策は確実に実施する

検討する優先順位

- 危険度の順位の高い危険・有害性に対して除去・低減対策を検討する
- 危険・有害性の除去・低減対策の検討方法は、次による。
 - 機械・設備等の本質安全化の導入
 - 保護カバーの使用による防止対策
 - 機械・工具等の使用による作業方法の改善
 - 作業手順書のステップごとの急所を活用した対策
 - 安全基準や安全衛生教育等の実施による安全意識の向上対策
 - 危険標識等の設置による防止対策
 - 保護具の使用による防止対策

図2-7 リスク低減措置内容の検討及び実施

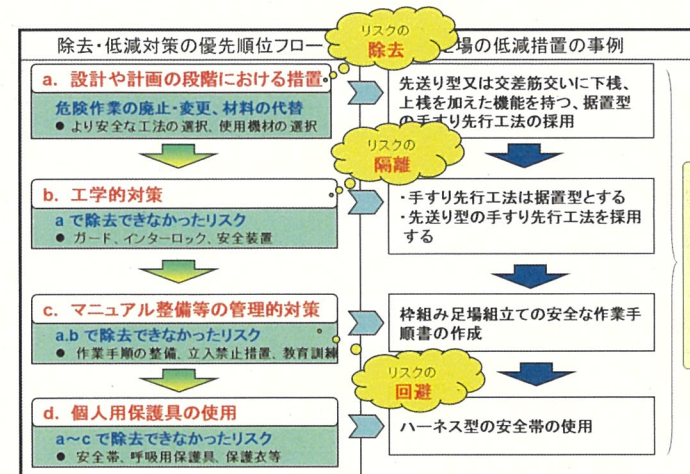


図2-8 リスク低減措置にあたっての検討優先順位（足場組立て）例

高齢者の労働災害防止のための指針 (エイジフレンドリー指針)を策定しました

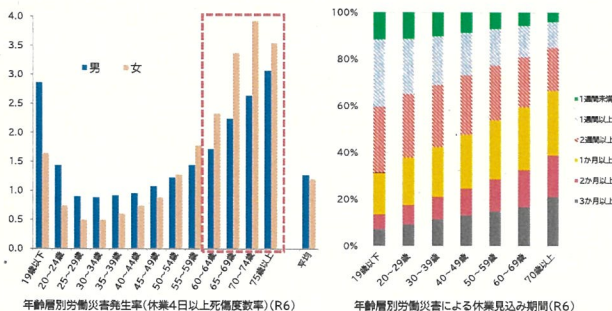
概要

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律(令和7年法律第33号)により、高齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理などの必要な措置を講ずることが事業者の努力義務となったことを受け、令和8年2月に、「高齢者の労働災害防止のための指針」(エイジフレンドリー指針)を策定しました。

このリーフレットは、エイジフレンドリー指針の主なポイントや高齢者の労働災害防止対策をまとめたものです。皆さまの事業場での、高齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理等に、ぜひご活用ください。

高齢者をめぐる労働災害の現状

高齢者は他の世代と比べて、労働災害の発生率が高く、災害が起きた際の休業期間が長い傾向があります。



社会の高齢化に伴い、高齢者の労働災害発生率は、今後さらに増加することが予想され、高齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、適切な作業の管理等の取り組みが重要です。

指針の主なポイントは次頁をご覧ください→



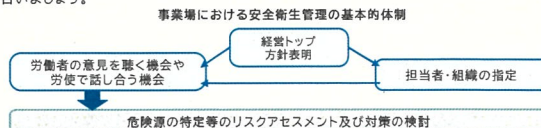
都道府県労働局・労働基準監督署

事業者が講ずべき措置

1. 安全衛生管理体制の確立等

経営トップによる方針表明及び体制整備

- 経営トップが高齢者の労働災害防止対策に取り組む方針を示し、対策の実施体制を明確化します。
- 高齢者の労働災害防止について、安全衛生委員会等において調査審議するなど労使で話し合います。



高齢者の労働災害防止のためのリスクアセスメントの実施

高齢者の身体機能等の低下等による労働災害の発生リスクについて、災害事例等からリスクを洗い出して対策の優先順位を検討し、その結果も踏まえ以下の2~5を参考に優先順位の高いものから取組事項を決めましょう。

ポイント

リスクアセスメントにおける危険源の洗い出しについては、職場のあんぜんサイト(労働災害事例)に掲載されている、災害事例やヒヤリハット事例を参考にすることができます。



2. 職場環境の改善

1で実施したリスクアセスメントの結果に基づき、身体機能の低下を補う設備・装置の導入(最優先)と高齢者の特性を考慮した作業管理を検討します。

身体機能の低下を補う設備・装置の導入事例

墜落の危険性がある階段	足腰に負担のある移乗作業	暑熱環境での作業
階段に手すりを設置する又は段差をなくしスロープにする	リフトやスライディングボード等の導入	体温を下げるための機能のある服などの導入

ポイント

設備・装置の導入を検討した後に、高齢者の特性を考慮した作業管理(複数作業の同時進行を避ける、暑さに対する自覚症状が低下しやすい傾向がある高齢者に水分補給を勧奨することなど)についても検討しましょう。

3. 高齢者の健康や体力の状況の把握

健康状況・体力の状況の把握

- 法令で定める健康診断を確実に実施しましょう。
- 体力の状況を客観的に把握し必要な対策を行うため、主に高齢者を対象とした体力チェックを継続的に実施しましょう。※これらの情報については、適正な取り扱いが必要です。

ポイント

身体機能の低下は20~30代から始まる場合があるため、体力チェックは青年、壮年期から開始することが望ましいです。また、体力チェックが高負荷になりすぎないよう十分配慮します。例えば以下のようなツールを活用することができます。

転倒等リスク評価 セルフチェック表 厚生労働省	全身持久力の 評価方法 労働安全衛生総合研究所	新体力テスト スポーツ庁
-----------------------------------	-----------------------------------	---------------------



4. 高齢者の健康や体力の状況に応じた対応

個々の高齢者の健康や体力の状況を踏まえた措置

健康や体力の状況を踏まえて、必要に応じ就業上の措置を講じましょう。

高齢者の状況に応じた業務の提供

高齢者の治療と就業の両立については「治療と就業の両立支援指針」に基づく取組に努めましょう。

心身両面にわたる健康保持増進措置

集団及び個々の高齢者を対象として、身体機能等の維持向上のための取組を実施することが望ましいです。

ポイント

業務内容の決定の際は、健康や体力の状況に応じて、安全と健康の観点を踏まえた適合する業務とのマッチングに努め、継続した業務の提供に配慮しましょう。

5. 安全衛生教育

高齢者に対する教育

- 法令に基づく教育等を確実に行いましょう。
- 作業内容とそのリスクについての理解を得やすくするには、十分な時間が必要です。高齢者が経験のない業種や業務に従事する場合には、特に丁寧な教育訓練を行いましょう。

管理監督者等に対する教育

高齢者特有の特性と高齢者の安全衛生対策について教育を行いましょう。

ポイント

- 管理監督者へは、高齢者の作業に無理がないかを把握する重要性を教育します。(高齢者が実際に働いている現場を見て、声かけ等をする)
- 教育の計画を立案する際に、複数の災害を対象として共通する事項とそれぞれの災害を対象とした事項の両方を行うことが望ましいです。

労働者と協力して取り組む事項

事業者は、高齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他の必要な措置を講ずるよう努め、個々の労働者は、自らの身体機能等の低下が労働災害リスクにつながり得ることを理解し、労使の協力の下で取組を進めることが必要です。

国、関係団体等による支援

個別事業場に対するコンサルティング等の活用としては、中央労働災害防止協会の中小企業安全衛生サポート事業を、補助金については厚生労働省で実施するエイジフレンドリー補助金を、社会的評価を高める仕組みについてはSAFEアワード等を活用することができます。



エイジフレンドリー補助金について

補助金の目的

- 高齢労働者の労働災害防止のための設備改善や専門家による指導などの費用を補助します。
- 高齢労働者の雇用状況や対策・取組の計画を審査の上、効果が期待できるものについて、補助金を支給します。

対象となる事業者

次のいずれも満たす中小企業事業者であること

- 1年以上事業を実施していること
- 役員を除き、自社の労災保険適用の高齢労働者(60歳以上)が常時1名以上就労していること

【参考】エイジフレンドリー補助金の申請対象となる中小企業事業者の範囲

業種	常時使用する労働者数 ※1	資本金又は出資の総額 ※1
小売業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	100人以下	5,000万円以下
卸売業	100人以下	1億円以下
その他の業種	300人以下	3億円以下

※1 常時使用する労働者数、または資本金等のいずれか一方の条件を満たせば中小企業事業者となります。
※2 医療・福祉法人等で資本金・出資がない場合には、労働者数のみで判断することとなります。

この補助金は、(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会が補助事業の実施事業者(補助事業者)となり、中小企業事業者からの申請を受けて審査等を行い、補助金の交付決定と支払を実施します。



都道府県労働局・労働基準監督署

エイジアクション 100

～ 生涯現役社会の実現につながる高年齢労働者の
安全と健康確保のための職場改善に向けて ～

改訂版



中央労働災害防止協会

Ⅳ 高年齢労働者の安全と健康確保のためのチェックリスト

番 号	チ ャ ッ ク 項 目 (100 の「エイジアクション」)	結 果
		優先度
1 高年齢労働者の戦力としての活用		
1	高年齢労働者のこれまでの知識と経験を活かして、戦力として活用している。	
2 高年齢労働者の安全衛生の総括管理		
(1) 基本方針の表明		
2	高年齢労働者の対策も盛り込んで、安全衛生対策の基本方針の表明を行っている。	
(2) 高年齢労働者の安全衛生対策の推進体制の整備等		
3	高年齢労働者の対策も盛り込んで、安全衛生対策を推進する計画を策定している。	
4	加齢に伴う身体・精神機能の低下による労働災害発生リスクに対応する観点から、高年齢労働者の安全衛生対策の検討を行っている。	
5	高年齢労働者による労働災害の発生リスクがあると考える場合に、相談しやすい体制を整備し、必要に応じて、作業内容や作業方法の変更、作業時間の短縮等を行っている。	
3 高年齢労働者に多発する労働災害の防止のための対策		
(1) 転倒防止		
① つまづき、踏み外し、滑りの防止措置		
6	通路の十分な幅を確保し、整理・整頓により通路、階段、出入口には物を放置せず、足元の電気配線やケーブルはまとめている。	
7	床面の水たまり、米、油、粉類等は放置せず、その都度取り除いている。	
8	階段・通路の移動が安全にできるように十分な明るさ（照度）を確保している。	
9	階段には手すりを設けるほか、通路の段差を解消し、滑りやすい箇所にはすべり止めを設ける等の設備改善を行っている。	
10	通路の段差を解消できない箇所や滑りやすい箇所が残る場合は、表示等により注意喚起を行っている。	
② 安全な作業靴の着用		
11	作業現場の環境に合った耐滑性があり、つまづきにくい作業靴を着用させている。	
③ 歩行時の禁止事項		
12	書類や携帯電話を見ながらの「ながら歩き」、ポケットに手を入れた「ポケットハンド」での歩行や「廊下を走る」とは禁止している。	
④ 危険マップ等の作成・周知		
13	ヒヤリ・ハット情報を活用して、転倒しやすい箇所の危険マップ等を作成して周知している。	
(2) 墜落・転落防止		
① 高所作業の回避		
14	高所作業をできる限り避け、地上での作業に代えている。	
② 作業床・手すり等の設置		
15	高所で作業をさせる場合には、安全に作業を行うことができる広さの作業床を設けて、その端や開口部等には、バランスを崩しても安全な高さの囲い、手すり、覆い等を設けている。	
③ 保護具の使用		
16	高所で作業をさせる場合には、ヘルメット（「飛来・落下物用」と「墜落時保護用」の規格をともに満たすもの。以下同じ。）を着用させた上で、安全帯を使用させている。	

Ⅳ

チェックリスト

労働安全衛生法及び作業環境測定法 改正の主なポイントについて

令和8(2026)年1月1日から段階的に施行※されます

※一部は公布日(令和7年5月14日)に施行済み

多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進や、職場のメンタルヘルス対策の推進などの措置を行う改正を行いました。

1 個人事業者等の安全衛生対策の推進

労働者と同じ場所で働く個人事業者等を労働安全衛生法による保護の対象及び義務の主体として位置づけ、注文者等や個人事業者等自身が講ずべき各種措置を定めました。

(1) 注文者等の配慮

R7.5.14施行

労働安全衛生法第3条第3項に規定されている注文者などへの注文時の施工方法や工期などに対する配慮規定について、今回の法改正により、こうした規定が建設工事以外の注文者にも広く適用されることを明確化しました。

(2) 混在作業場所における元方事業者等への措置義務対象の拡大

R8.4.1施行

(特定)元方事業者が混在作業場所において、自社及び関係請負人等に雇用されている労働者の災害防止のために講ずべき必要な指導や連絡調整等の措置について、その対象が当該労働者から個人事業者等を含む作業従事者に拡大されました。
また、政令で定められた機械等または建築物を他の事業者に貸与する者が災害防止のために講ずべき措置について、個人事業者等に貸与する場合にも当該措置を講ずることとされました。

(3) 業務上災害報告制度の創設

R9.1.1施行

個人事業者等の業務上災害が発生した場合には、災害発生状況などについて、厚生労働省に報告させることができることとしました。
報告主体や報告事項などの報告の仕組みの詳細は今後、関連する法令等により示すこととしています。

(4) 個人事業者等自身への義務付け

R9.4.1施行

個人事業者等自身に対して、労働者との同一の場所において作業を行う場合に、①構造規格や安全装置を具備しない機械などの使用の禁止、②特定の機械などに対する定期自主検査の実施、③危険・有害な業務に就く際の安全衛生教育の受講などを義務付けることとしました。

(2) 営業秘密である成分に係る代替化学品名等の通知

R8.4.1施行

SDSについて、化学物質の成分名に企業の営業秘密情報が含まれる場合においては、有害性が相対的に低い化学物質に限り、通知事項のうち成分名について、代替化学品名等(※)での通知が認められることとなりました。

なお、代替化学品名等での通知を行った事業者は実際の成分名等の情報についての記録・保存が義務付けられました。

また、当該事業者は医師が診断及び治療のために成分名の開示を求めた場合は、直ちに成分名の開示を行うことが義務付けられました。

※代替化学品名等：当該成分の化学名における成分の構造または構成要素を表す文字の一部を省略・置き換えた化学名などと言いますが、詳細な代替化学品名等の表示方法などについては国が指針を定める予定です。

なお、非開示とできるのは成分名のみであり、人体に及ぼす作用、講ずべき措置等については非開示は認められません。

(3) 個人ばく露測定の精度担保

R8.10.1施行

危険有害な化学物質を取り扱う作業場の作業環境に関して、その場所で働く労働者が化学物質にばく露している程度を把握するために行う個人ばく露測定について、その測定精度を担保するため、個人ばく露測定を作業環境測定の一部として位置づけ、有資格者(必要な講習を受講した作業環境測定士など)が作業環境測定基準に従って行うことが義務となりました。

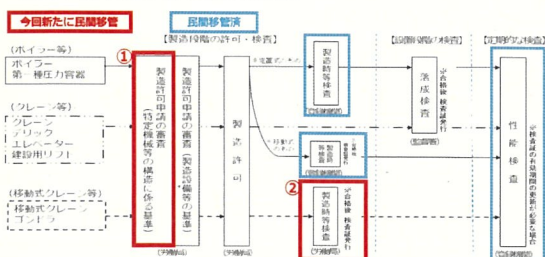
4 機械等による労働災害防止の促進等

(1) 特定機械等の製造許可及び製造時等検査制度の見直し

R8.4.1施行

危険な作業を必要とする特定機械等(ボイラー、クレーンなど)に対して義務付けられている製造許可や製造時等検査などの制度について、

- ① 製造許可申請の審査のうち、特定機械等の設計が構造規格に適合しているかの審査について、登録を受けた民間機関が行うことが可能となりました。
- ② 製造時等検査の対象となる機械のうち、移動式クレーン及びゴンドラについても登録を受けた民間機関が検査を行うことが可能となります。あわせて、特定機械等の製造時等検査・性能検査や、個別検定・型式検定について基準を定め、登録機関がこの基準に従って検査・検定を行わなければならないこととされました。



(5) 作業場所管理事業者への連絡調整措置の義務付け

R9.4.1施行

作業場所管理事業者(仕事を自ら行う事業者であって、当該仕事を行う場所を管理するものをいいます。)に対して、その管理する場所において、自社または請負人の作業従事者のいづれかが、危険・有害な業務を行う場合に、災害防止の観点から、作業間の連絡調整等の必要な措置を講ずることが義務付けられました。

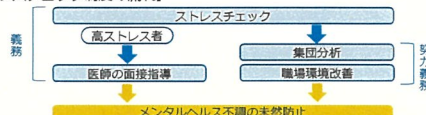
2 職場のメンタルヘルス対策の推進

公布後3年以内に政令で定める日から施行

ストレスチェックについて、現在当分の間努力義務となっている常用労働者数50人未満の事業場においても、ストレスチェックや高ストレス者への面接指導の実施が義務付けられました。

国においても小規模事業者が円滑に制度改正に対応できるよう、50人未満の事業場に即したストレスチェックの実施体制・実施手法についてのマニュアルの作成や、医師による高ストレス者への面接指導の受け皿となる地域産業保健センター(地さなば)の体制拡充などの支援を進めていきます。

【ストレスチェック制度の流れ】



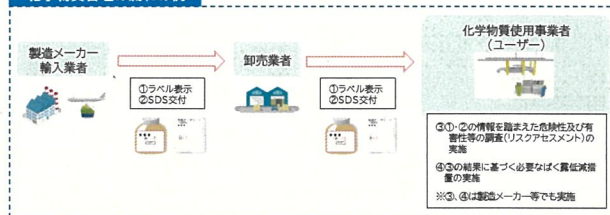
3 化学物質による健康障害防止対策等の推進

(1) 危険性及び有害性情報の通知制度の履行確保

公布後5年以内に政令で定める日から施行

化学物質の譲渡・提供時における危険性及び有害性情報の通知(SDS:安全データシートの交付)の履行確保のため、通知義務違反に対する罰則が新たに設けられるとともに、通知事項を変更した場合の再通知が義務化されました。

化学物質管理の流れの例



(2) 特定自主検査及び技能講習の不正防止対策の強化

R8.1.1施行

フォークリフトなどの一定の機械に対して義務付けられている特定自主検査について、基準を定め、登録検査業者はこの基準に従って検査を行わなければならないこととされました。

また、フォークリフトの運転業務などの業務に従事するために必要な技能講習について、不正に技能講習修了証やこれと紛らわしい書面の交付を禁止するとともに、不正を行った場合の回収命令、欠格期間の延長が規定されました。

5 高齢労働者の労働災害防止の推進

R8.4.1施行

高齢労働者の労働災害の防止を図るため、高齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理などの必要な措置を講ずることが事業者の努力義務となりました。

また、国において、事業者による措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を定めることとしており、事業者の方には、指針に基づいた取り組みを行っていただく必要があります。

加えて

「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」も改正されました

6 治療と仕事の両立支援の推進

R8.4.1施行

職場における治療と仕事の両立を促進するために必要な措置を講ずることが事業者の努力義務となりました。

また、国において、当該措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を定めることとしており、事業者の方には、指針に基づいた取り組みを行っていただく必要があります。

改正労働安全衛生法等に係る特設ページ
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/an-eihou/index_00001.html



安全衛生政策全般の紹介
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/index.html



建設業の一人親方等に仕事を発注する事業者のみなさまへ

改正労働安全衛生規則（令和6年4月30日公布 令和7年4月1日施行）

一人親方等を対象とする保護措置が義務化

作業を請け負わせる一人親方等や、同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対しても労働者と同等の保護が図られるよう

労働安全衛生法第20条、第21条、第25条及び第25条の2に関して定められている

- ・労働安全衛生規則
- ・ボイラー及び圧力容器安全規則
- ・クレーン等安全規則
- ・ゴンドラ安全規則

において作業場所に起因する危険性に対処するための措置を実施することが事業者には義務付けられています。

具体的には、以下のような措置を講じなければなりません。



事業者が講じなければならない措置

ア 特定の場所への立入禁止

危険が発生するおそれがある場所には、請負関係の有無に関わらず、労働者以外の者も含めて、必要がある場合を除き、当該場所への立入りを禁止し、その旨を表示しなければならない

遵守義務

労働者以外の者も含めて当該場所に立ち入ってはならない。



ポイント!

義務が及ぶ場所の範囲は、一定の区切られた範囲（業務又は作業の影響が直接的に及ぶと考えられる合理的な範囲）

イ 特定の箇所への搭乗禁止

車両系荷役運搬機械等の乗車席以外の箇所など危険な箇所には、請負関係の有無に関わらず、労働者以外の者も含め、搭乗することを禁止しなければならない。

遵守義務

労働者以外の者も含め当該場所で作業に従事する者は、搭乗してはならない。



ポイント!

搭乗禁止の方法は、必ずしも常時監視する必要はなく、見やすい箇所に表示する方法や口頭で確実に伝達する方法も認められる。

ウ 事故等発生時の退避

特定の事故等が発生し、労働者に危険を及ぼすおそれがあるときは、請負関係の有無に関わらず、労働者以外の者も含めて、当該場所で作業に従事する者を退避させなければならない。

エ 退避に関連する措置

退避に関し、人数分以上の避難用器具の備え付け、備え付け場所及び使用方法の周知、退避等の訓練実施など、請負関係の有無に関わらず、労働者以外の者も含めて、措置を講じなければならない。

オ 特定の場所での火気使用の禁止

特定の場所においては、請負関係の有無に関わらず、労働者以外の者も含めて、当該場所で作業に従事する者が喫煙など火気を使用することを禁止しなければならない。

遵守義務

労働者以外の者も含めて当該場所で作業に従事する者は火気を使用してはならない。

カ 悪天候時の作業禁止

悪天候のため特定の作業の実施について危険が予想されるときは、労働者以外の者も含めて、悪天候時に当該作業を行わせてはならない。



ポイント!

悪天候時の作業禁止の方法は、必ずしも常時監視する必要はなく、見やすい箇所に表示する方法や口頭で確実に伝達する方法も認められる。

キ 表示による必要事項の周知

化学設備（配管を除く）に原材料を送給する作業による爆発又は火災を防止するため、労働者以外の者も含めて、必要な事項について見やすい位置に表示しなければならない。



遵守義務

特定の場所では、踏切橋や昇降するための設備を労働者以外の者も含めて使用しなければならない。

ク 保護具の使用等の周知

危険箇所における作業の一部を請負人に請け負わせている場合であって、労働者に保護具等を使用させる義務がある場合には、保護具等を使用する必要がある旨を当該請負人に周知しなければならない。

ポイント!

- ◆ 周知された請負人自身が確実に措置を実施することが重要。家族従事者に対しても行うことが重要。
- ◆ 立入禁止とする必要がない危険箇所であっても、保護具等の使用や特定の作業手順、作業方法によらなければならない旨を周知することが推奨されます。

事業者措置が義務付けられる根拠

これらの措置は、場所の危険性の観点から、危険防止を図るための措置として義務付けられているものです。

すなわち、これらの措置は、指揮命令に基づくものではなく、当該場所を実態として使用・管理している者の権限に基づいて行うものであることから、労働者以外の者もこれらの措置義務の対象とされたものです。

措置義務の対象に含まれる者の範囲

特定の場所において作業に従事する者とは、作業の内容に関わらず、その場所で行う作業（危険有害な作業に限らない）に従事する者をいい、例えば以下の者が含まれます。

- ① 他社の社長や労働者
- ② 一人親方
- ③ 一人親方の家族従事者
- ④ 荷物等を搬入する者

事業者の義務の範囲

- ① 作業に従事する者が禁止の表示等を無視して当該場所に立ち入った場合や当該場所で火気を使用した場合において、その立入りや火気の使用についての責任を当該事業者を求めるものではありません。
- ② 労働者以外の者に対して事業者が明確に退避を求めたにもかかわらず、当該者が退避しなかった場合において、その退避しなかったことについての責任を事業者を求めるものではありません。
- ③ 保護具を使用する必要がある旨を周知していたにもかかわらず、請負人等が自らの判断で保護具を使用しない等必要な措置を実施しなかった場合において、その実施しなかったことについての責任を当該事業者を求めるものではありません。

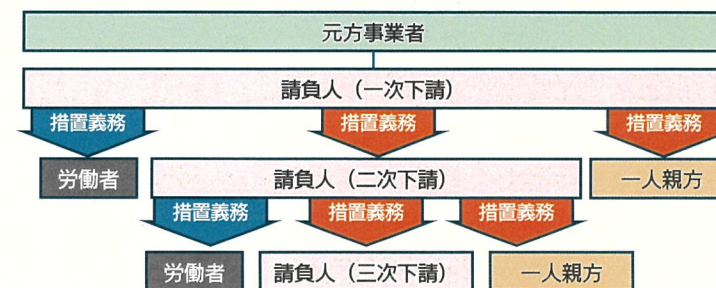
重層請負の場合、誰が措置義務者となるか

《危険箇所等において事業者が行う退避や立入禁止等の措置》

危険箇所等における立入禁止等の措置は、個々の事業者が当該場所において措置すべきものです。しかしながら、危険箇所等における作業を重層請負により複数の事業者が共同で行っている場合等、同一場所についてこれらの義務が複数の事業者に課されているときは、立入禁止の表示や掲示を事業者ごとに複数行う必要はなく、元方事業者がまとめて実施するなど共同で表示や掲示を行っても差し支えありません。

《危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等に対する周知》

事業者の請負人に対する周知は、個々の事業者が請負契約の相手方に対して措置すべきものです。三次下請まで作業に従事する場合は、一次下請は二次下請に対する義務を負い、三次下請に対する義務はありません。二次下請が三次下請に対する義務を負います。



作業の全部を請け負わせる場合にも措置が必要か

事業者が作業の全部を請負人に請け負わせるときは、事業者は単なる注文者の立場にあたるため、この作業は事業者としての措置義務の対象にはなりません。

元方事業者が実施すべき事項

労働安全衛生法第29条第1項・第2項で、関係請負人が法やそれに基づく命令の規定に違反しないよう必要な指導を行わなければならないこと、違反していると認めるときは必要な指示を行わなければならないことが規定されています。関係請負人が義務付けられた措置を行っていない場合は、必要な指導・指示を行わなければなりません。

周知の方法

- ① 常時作業場の見やすい場所に掲示または備え付ける
- ② 書面を交付する（請負契約時に書面で示すことも含む）
- ③ 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録した上で、各作業場所にこの記録の内容を常時確認できる機器を設置する
- ④ 口頭で伝える



このパンフレットについてのお問合せは
公益社団法人 全国労働基準関係団体連合会 TEL : 03-5283-1030

厚生労働省ホームページ
建設業における一人親方等の
安全及び健康の確保について



令和7年6月1日に
改正労働安全衛生規則が
施行されます

職場における 熱中症対策の強化について



熱中症による死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

職場における 熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが
「初期症状の放置・対応の遅れ」

早急に求められる対策

「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において
死亡に至らせない
(重篤化させない)ための
適切な対策の実施が必要。

基本的な考え方

見つける

判断する

対処する

- 1 「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やパディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

- 2 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ確かな判断が可能となるよう、
- ① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
 - ② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順(フロー図①②を参考例として)の作成及び関係作業員への周知

対象となるのは

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業

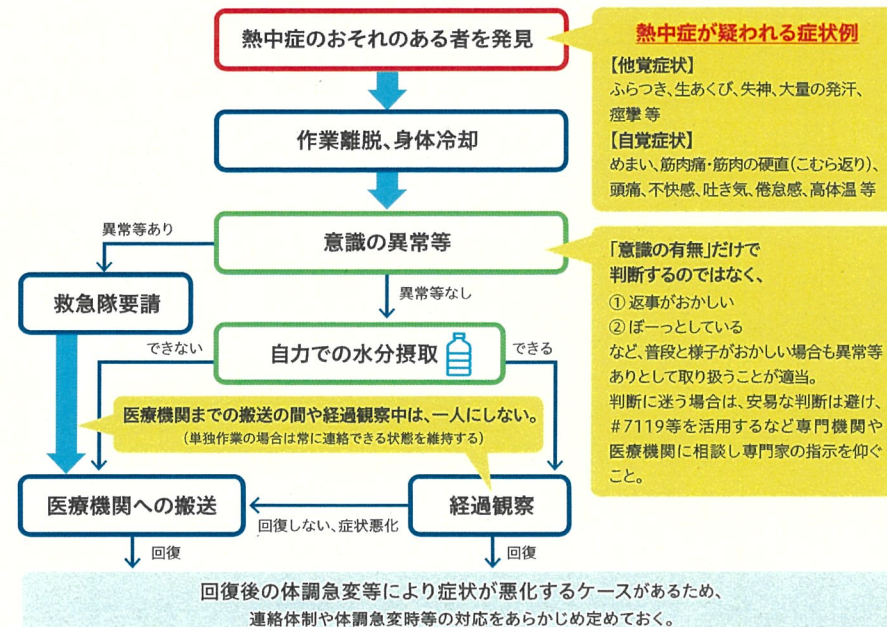
※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応を推奨する。
※なお、同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講ずることとする。

職場における熱中症対策の強化について



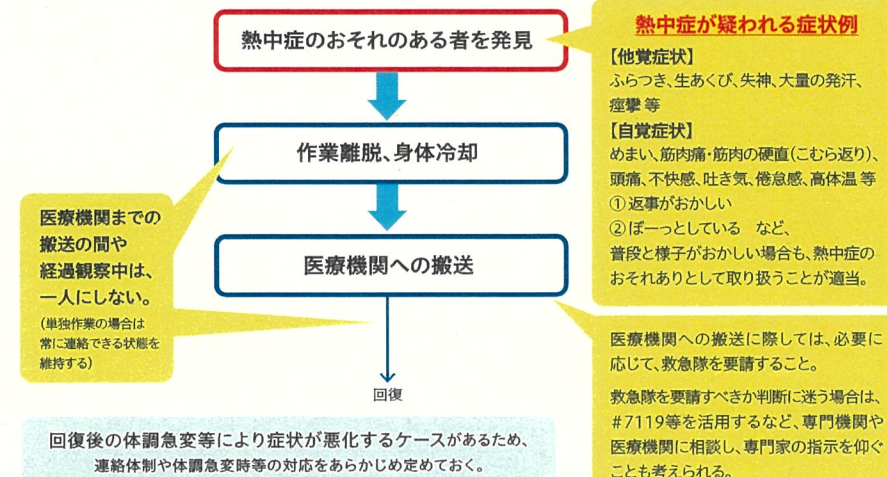
熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ①

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ②

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



「免許試験合格者等のための 免許申請書等手続きの手引き」のご案内

令和8年3月から、免許の申請様式の変更に伴い、マイナポータルから免許発行申請や、自身が保有する資格情報の参照ができるようになりました。最新の申請方法などの詳細は、以下のウェブサイトをご確認ください。



免許試験合格者等のための免許申請書等手続きの手引き

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anken/anzeneisei22/index.html



申請方法について

① マイナポータルから免許発行申請や、自身が保有する資格情報の参照ができるようになりました

マイナポータルから申請情報を入力するため、紙の申請書の郵送が不要になります。また、マイナポータルから申請する場合は、キャッシュレス決済(クレジットカード決済、ペイジー決済)が可能です。

- ・ マイナポータルから申請した場合でも、**切手を貼付した免許証送付用封筒、すでに所持している免許証**については引き続き**申請先へ郵送いただく必要があります**。
- ・ **免許試験合格通知書**や**免許試験結果通知書**の**添付漏れ**が多発しております。申請時に添付漏れがないか必ずご確認ください。
- ・ 申請情報入力完了後、速やかに「オンライン決済による手数料の納付」を行ってください。**納付が確認できない場合、審査が進みません**のでご注意ください。

② 免許の申請様式に個人番号(マイナンバー)の記載欄が追加されました

記載は任意ですが、当該欄を記入した場合は、マイナンバーカード(表面および裏面)の写しまたは個人番号が記載された住民票の写しの添付が必要です。

内容についての詳細やご不明な点などは、免許証発行サポートダイヤルにお問い合わせください

免許証発行サポートダイヤル **0570-006-120**

事業主の皆さまへ

労働者死傷病報告の報告事項が改正され、 電子申請が義務化※されます

令和7年（2025年）1月1日施行

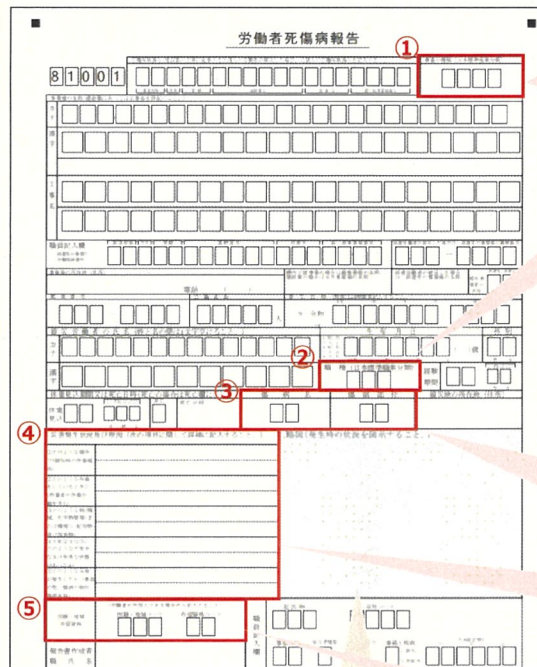
労働者が労働災害等により死亡し、又は休業したときには、事業者は所轄の労働基準監督署に労働者死傷病報告を提出しなければなりません（労働安全衛生規則第97条）。

今般、労働者死傷病報告の報告事項について、災害発生状況をよりの確に把握すること等を目的として、以下のとおり改正します。

※ 経過措置として、当面の間、電子申請が困難な場合は書面による報告が可能です。

主な改正内容

これまで自由記載であった①、②、③、⑤について該当するコードから選択できるようになり、④については留意事項別に記入できるように記入欄が5分割されました。



※電子申請義務化に伴う略図の取扱いについて
従前の手書きでの作成とは異なり、イラスト等の「略図」のデータを添付してください。「略図」を手書き等で作成後、携帯電話等で写真を撮ってそのデータを添付していただいても構いません。

①事業の種類

日本標準産業分類から該当する細分類項目を選択してください。
(例) 製造業>食品品製造業>水産食料品製造業>水産缶詰・瓶詰製造業

②被災者の職種

日本標準職業分類から該当する小分類項目を選択してください。
(例) 生産工程従事者>製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く）>食料品製造従事者

③傷病名及び傷病部位

該当する傷病名及び傷病部位を選択してください。
(例) 傷病名：負傷>切断
傷病部位：頭部>鼻

④災害発生状況及び原因

5つの記入欄にそれぞれ記入してください。

⑤国籍・地域及び在留資格

該当する国籍・地域及び在留資格を選択してください。

電子申請に便利な入力支援サービスのご案内

電子申請に当たっては

労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷 に係る入力支援サービス

をご活用ください

電子申請に当たっては、【労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス】をご活用いただくことでスムーズに申請できます。



厚生労働省ポータルサイト「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」は、企業の皆様が所轄の労働基準監督署に行う届出の作成を支援します。

届出する帳票の作成・印刷のほか、ガイダンスに基づき入力した情報がe-Govを介して直接電子申請することが可能です。

また、入力した情報はお使いの端末に保存できますので、作業の一時中断や、再申請などの場合に再利用が可能です。

※ 令和7年1月1日より、以下の報告も電子申請が義務化されます。これらの報告にも、入力支援サービスをご活用ください。

- 総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告
- 定期健康診断結果報告
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- 有機溶剤等健康診断結果報告
- じん肺健康管理実施状況報告
- 事業の附属寄宿舍内での災害報告

スマートフォンからの電子申請も可能です/
入力支援サービスを活用した電子申請はこちらから▶
厚生労働省HPにリンクします



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

労働者数50人未満の事業者も

ストレスチェック が義務になります！

令和10年
4月1日
スタート

ストレスチェックは、2015年から、労働安全衛生法において実施が義務付けられています。

2025年の労働安全衛生法の改正により、これまで努力義務とされていた労働者数50人未満の事業者にもストレスチェックの実施が義務化されました。

ストレスチェックって何ですか？

事業者による職場のメンタルヘルス対策の取組です。労働者にストレスの状況についての検査(ストレスチェック)を実施し、本人のストレスへの気付き・セルフケアを促すとともに、検査結果の集団ごとの集計・分析を通じて、職場のストレス要因の改善につなげることで、メンタルヘルス不調の未然防止を図る仕組みです。

ストレスは見えません。
チェックしましょう。

ストレスチェック制度に取り組む意義

労働者のメンタルヘルス不調の未然防止が重要です。ひとたびメンタルヘルス不調にさせると、その病休期間は平均で約3か月、復職後に再び病休になる割合も約半数と、特に小規模事業場にとっては、大きな人材の損失となるほか、経営上のリスクにつながってしまいます。

また、ストレスチェック制度をはじめとした職場のメンタルヘルス対策に取り組むことで、働きやすい職場の実現を通じて、生産性の向上や人材の確保・定着、企業価値の向上といった持続的な経営につながります。特に、人材不足が課題となっている小規模事業場においてメリットも大きいと思います。

こうした視点も踏まえて、事業者は、職場のメンタルヘルス対策を経営課題として位置付け、ストレスチェック制度にしっかり取り組んでいくことが重要です。



小規模事業場向けマニュアルに沿って、ストレスチェック制度を始めましょう

厚労省の「小規模事業場ストレスチェック制度実施マニュアル」は、50人未満の事業場に即した、労働者のプライバシーが保護され、現実的で実効性のある実施体制・実施方法を示したマニュアルです。(令和8年2月公表)

まずは、厚労省ホームページをチェックしましょう。
※マニュアルの概要版(スタートガイド)もあります



厚労省HP
(ストレスチェック)



専門スタッフの支援

厚労省が設置する都道府県の産業保健総合支援センターでは、メンタルヘルス対策の専門スタッフ(社労士、心理職、保健師等)による、研修、相談、事業場への訪問による制度導入支援等の支援メニューが無料で受けられます。



都道府県
さんぽセンター



サポートダイヤル

ストレスチェック制度サポートダイヤルでは、ストレスチェック制度の導入・実施についてのご相談に専門スタッフがお答えします。

電話番号：(全国統一ナビダイヤル)

0570-031050

受付時間：平日10:00~17:00
(土日祝日、年末年始は除く)

※運営は厚労省所管の
独立行政法人労働者健康安全機構

「こころの耳」

厚労省が運営するメンタルヘルスポータルサイト「こころの耳」では、ストレスチェック制度の実施に役立つ情報(メンタルヘルス対策の学習動画や、中小企業における取組事例など)を広く掲載しています。



ポータルサイト
「こころの耳」



小規模事業場ストレスチェック制度実施マニュアル

令和8年2月



(目次)

はじめに	2
0 ストレスチェック制度とは	3
0-1 ストレスチェック制度の趣旨・目的	3
0-2 ストレスチェック制度の効果	5
0-3 ストレスチェック制度を実施する意義	5
0-4 実施義務	6
1 ストレスチェック制度の実施に向けた準備	7
1-1 事業者による方針の表明	7
1-2 関係労働者の意見の聴取	8
1-3 社内ルール作成・周知	9
2 ストレスチェック制度の実施体制・実施方法の決定	11
2-1 実務担当者の選任	11
2-2 ストレスチェックの委託先の選定・契約	13
2-3 医師の面接指導の依頼先の選定	15
2-4 実施時期及び対象者の決定	16
2-5 調査票及び高ストレス者の選定方法の決定	16
3 ストレスチェックの実施	17
3-1 調査票の配布・回収・受検勧奨	17
3-2 ストレスチェック結果の通知	18
3-3 ストレスチェック結果の保存	19
4 医師の面接指導及び事後措置	20
4-1 面接指導の申出	20
4-2 面接指導の実施	21
4-3 医師からの意見聴取	22
4-4 就業上の措置	23
4-5 面接指導以外の相談対応	24
4-6 面接指導結果の記録と保存	25
5 集団分析・職場環境改善	26
5-1 集団ごとの集計・分析（集団分析）	26
5-2 職場環境の改善	27
6 労働者のプライバシーの保護	29
7 不利益取扱の禁止	30
8 外部委託ではなく自社で実施する場合の留意点	31
巻末資料	33
① ストレスチェック制度実施規程（モデル例）	34
② サービス内容事前説明書（モデル例）	39
③ 職業性ストレス簡易調査票（57項目）及び簡略版（23項目）	43
④ 関係法令・指針・通達等 ※ストレスチェック関係情報 HP へのリンク集	45

労働安全衛生法に基づく

定期健康診断等の診断項目の

取扱いが一部変更になります

(令和9年4月から適用)

令和8年4月28日基発0428第10号「労働安全衛生施行規則等の一部を改正する省令の施行等について」

診断項目

既往歴及び業務歴の調査
自覚症状及び他覚症状の有無の検査
身長(★)、体重、腹囲(★)、視力及び聴力の検査
胸部エックス線検査
血圧の測定
貧血検査(血色素量及び赤血球数)(★)
肝機能検査(AST、ALT、γ-GT)(★)
血中脂質検査(LDLコレステロール、HDLコレステロール、血清トリグリセライド)(★)
血糖検査(★)
血清クレアチニン検査(★) ※
尿検査(尿中の糖及び蛋白の有無の検査)
心電図検査(★)



(★)の項目は、医師の判断により省略が可能となります。詳しくは裏面をご覧ください。

変更のポイント

☐ 喀痰検査が削除されました。

健康診断機関や事業者においては、胸部エックス線検査の結果を踏まえ、結核感染が疑われる者に対しては、医療機関への速やかな受診勧奨を行ってください。

☐ 肝機能検査の酵素名が変更されました。

「GOT」は「AST」、「GPT」は「ALT」、「γ-GPT」は「γ-GT」に変更となりました。ただし、事業者や労働者が旧名称の方が理解しやすい等の状況がある場合については、健診機関における事業者や労働者への健康診断の結果の通知について、必要に応じ、新名称と旧名称を併記する等しても差し支えありません。

☐ 「血清クレアチニン検査」が追加されました。

「血清クレアチニン検査」は、腎臓の機能を調べるものです。検査結果に基づき、医師の意見を聴取し、事後措置を講じる必要があります。また、有所見者に対しては医療機関への速やかな受診勧奨など保健指導も必要です。

※ 労働基準法施行規則第34条の2第13項第1号に定める労働者の健康診断(高度プロフェSSIONAL制度に係る「臨時的健康診断」)の項目についても、今回の改正により、血清クレアチニン検査が追加されています。

診断項目の省略について

- 血液検査等の診断項目については、雇入れ時の健康診断においては必須ですが、定期健康診断においては、労働安全衛生規則第44条第2項により、厚生労働省告示に基づき、**医師が必要でないと認めるときは省略することができる**とされています。
- 同告示においては、例えば血液検査では40歳未満の者(35歳を除く。)について医師が必要でないと認めるときは省略することができる等の基準を示しています。→下表参照
- このような診断項目の省略は、**個々の労働者について、健康状態の経時的な変化や自覚症状・他覚症状等を勘案しながら判断することが大切です。**

なお、他覚症状の有無の検査については医師の判断により聴診等を行うこととしています。

R8.4.28労働大臣告示第204号「労働安全衛生規則第44条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準」

診断項目	医師が必要でないと認めるときに診断項目を省略できる者
身長	20歳以上の者
腹囲	次のいずれかに当てはまる者 ① 40歳未満(35歳を除く)の者 ② 妊娠中の女性その他の者であって、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断された者 ③ BMI(次の算式により算出したものをいう。以下同じ。)が20未満である者〔BMI=体重(kg)/身長(m) ² 〕 ④ 自ら腹囲を測定し、その値を申告した者(BMIが22未満の者に限る。)
胸部エックス線検査	40歳未満のうち、次のいずれにも該当しない者 ① 5歳毎の節目年齢(20歳、25歳、30歳及び35歳)の者 ② 感染症法で結核に係る定期の健康診断の対象とされている施設等で働いている者 ③ じん肺法で3年に1回のじん肺健康診断の対象とされている者
血液検査 貧血検査 肝機能検査 血中脂質検査 血糖検査	35歳未満の者、及び36～39歳の者
血清クレアチニン	40歳未満の者
心電図検査	35歳未満の者、及び36～39歳の者

診断項目の省略に関する注意事項

- ☐ 法令に基づく血液検査等の項目の省略の判断は、**個々の労働者ごとに、医師が省略可能であると認める場合においてのみ**可能になります。
- ☐ 一部において、血液検査等の項目の省略の判断を、**医師ではない者が一律に行うなどの不適切な運用が懸念されますので、十分ご注意ください。**

